

## 《議案補充説明》

- 1 【議案第176号】  
三重県民生委員定数条例案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 【議案第178号】  
三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する  
基準等を定める条例案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 【議案第177号、議案第188号、議案189号、議案190号】  
子ども・子育て支援新制度に係る条例の制定および改正について・・・・・・・・ 3
- 4 【議案第200号】  
公立大学法人三重県立看護大学第二期中期目標について・・・・・・・・・・ 6
- 5 【議案第201号】  
三重県聴覚障害者支援センターの指定管理者の指定について・・・・・・・・ 8

## 《所管事項説明》

- 1 法律の改正等に係る「三重県手数料条例」の改正について・・・・・・・・ 14
- 2 「食品衛生の措置基準等に関する条例」の改正について・・・・・・・・ 16
- 3 危険ドラッグ対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 4 動物愛護管理センターの機能強化について・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 5 「第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」（最終案）について・・ 22
- 6 「第6期三重県介護保険事業支援計画・第7次三重県高齢者福祉計画」  
次期「みえ高齢者元気・かがやきプラン」（中間案）について・・・・・・・・ 28
- 7 次期「みえ障がい者共生社会づくりプラン」（中間案）について・・・・ 32
- 8 「三重県子ども・少子化対策計画（仮称）」（中間案）について・・・・ 40
- 9 「三重県家庭的養護推進計画」（中間案）について・・・・・・・・・・ 52
- 10 「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）（仮称）」（中間案）について・・ 54
- 11 三重県青少年健全育成条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・ 59
- 12 三重県こども心身発達医療センター（仮称）および併設する特別支援学校の整備について・・ 63
- 13 各種審議会等の審議状況の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・ 69

## 《別冊》

- (別冊1) 公立大学法人三重県立看護大学第二期中期目標（案）
- (別冊2) 第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」（最終案）
- (別冊3) 第6期三重県介護保険事業支援計画・第7次三重県高齢者福祉計画  
「みえ高齢者元気・かがやきプラン」（中間案）
- (別冊4) 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」（中間案）
- (別冊5) 「三重県子ども・少子化対策計画（仮称）」（中間案）
- (別冊6) 「三重県家庭的養護推進計画」（中間案）
- (別冊7) 「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）（仮称）」（中間案）

## 1 三重県民生委員定数条例案について

### 1 制定理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「民生委員法」の一部改正等に鑑み、民生委員の定数を定めるものです。

### 2 条例の内容

厚生労働大臣の定める基準を参酌して、あらかじめ市町長の意見を聴き、別表のとおり各市町の定数を定めます。

### 3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

#### 別表

市町名	民生委員数
津市	600
四日市市	592
伊勢市	302
松阪市	380
桑名市	254
鈴鹿市	362
名張市	182
尾鷲市	59
亀山市	98
鳥羽市	56
熊野市	82
いなべ市	101
志摩市	140
伊賀市	300

市町名	民生委員数
木曾岬町	13
東員町	52
菰野町	76
朝日町	17
川越町	26
多気町	40
明和町	51
大台町	50
玉城町	35
度会町	24
大紀町	41
南伊勢町	59
紀北町	70
御浜町	32
紀宝町	41
合計	4,135

## 2 三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準等を定める条例案について

### 1 制定理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による「介護保険法」の一部改正等に鑑み、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものです。

### 2 条例の内容

介護保険の利用者がホームヘルプサービスやデイサービス等の居宅サービスを受けるためのサービス計画を作成するケアマネジャーの事業所（指定居宅介護支援事業所）の指定基準を定めます。

本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性がない項目については、省令に規定する内容を本県の基準とします。

なお、東日本大震災の教訓をふまえ、省令にない非常災害発生時の安全確保のための計画作成の努力義務を県独自の基準として定めます。

### 3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

### 3 子ども・子育て支援新制度に係る条例の制定および改正について

平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けて、幼保連携型認定こども園の認可について基準を定めるとともに、関係条例について改正を行うものです。

#### 1 【議案第 177 号】幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例案

##### (1) 制定理由

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正等に鑑み、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものです。

##### (2) 条例の内容

条例は、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」(平成 26 年 4 月 30 日内閣府、文部科学省及び厚生労働省令第 1 号)が示す「従うべき基準」および「参酌すべき基準」をふまえ定める必要があります。

このうち、「参酌すべき基準」については、本県において、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから、省令に規定する内容を本県の基準とします。

また、現行の「認定こども園の認定要件等に関する条例」において規定する県独自基準(「十分な情報開示」をはじめとする 8 項目)についてそのまま新条例に盛り込みます。

<参考> 8 項目の県独自基準

・十分な情報開示	・運営状況評価の実施及び結果の公表
・食育及び地産地消の推進	・非常災害対策
・防災、防犯等による健康及び安全確保	・避難訓練等の実施
・地域における次世代育成支援対策等への協力	・必要な体制の整備及び従事者研修の実施

##### (3) 施行期日

当該法律の施行の日

## 2【議案第 190 号】認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例案

### (1) 改正理由

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準」(平成 18 年文部科学省及び厚生労働省告示第 1 号) の全部改正に鑑み、規定を整備するものです。

### (2) 改正の内容

認定こども園の認定要件等に関する条例中の幼保連携型認定こども園に係る規定を削除するとともに、告示の改正により幼稚園型認定こども園における調理室設置の要件が一部緩和されたことから、当該規定を追加します。

### (3) 施行期日

当該法律の施行の日

## 3【議案第 189 号】三重県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例案

### (1) 改正理由

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正に鑑み、三重県子ども・子育て会議において幼保連携型認定こども園に関して調査審議するため、規定を整備するものです。

### (2) 改正の内容

幼保連携型認定こども園の設置等の認可、事業停止等の命令及び認可の取消しについて調査審議する機関を設置する必要があることから、三重県子ども・子育て会議に部会を設置する旨を規定します。

### (3) 施行期日

公布の日

4 【議案第 188 号】三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例案

(1) 改正理由

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(平成 23 年厚生省令第 63 号)の一部改正に鑑み、規定を整備するものです。

(2) 改正の内容

保育所について、施設の目的や運営方針など施設の運営に関する重要事項や自己評価等について規定するとともに、利用料については市町が条例において定めるとされたことから、当該規定等について削除します。

(3) 施行期日

当該法律の施行の日

## 4 公立大学法人三重県立看護大学第二期 中期目標について

### 1 第二期中期目標の設定の理由

「地方独立行政法人法」第25条および第78条の規定に基づき、三重県知事は、公立大学法人三重県立看護大学（以下「法人」といいます。）が6年間に於いて達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」といいます。）を定める必要がありますが、第一期の中期目標が平成26年度末に終期を迎えるため、新たに第二期（平成27年度から32年度まで）の中期目標を定めるものです。

### 2 公立大学法人三重県立看護大学第二期中期目標（案）

別紙および別冊1のとおりです。

### 3 中期計画の認可

「地方独立行政法人法」第26条の規定に基づき、中期目標の指示を受けた法人は、目標を達成するための取組内容を記載した中期計画を作成し、知事の認可を受ける必要があります。

### 4 今後の予定

12月	議決後、中期目標を法人に指示
平成27年3月	法人が作成した中期計画を知事が認可
4月	第二期中期目標および中期計画による法人業務運営の開始

# 公立大学法人三重県立看護大学 第二期中期目標の概要

## 法人の目的

看護学教育・研究の中核的機関として質の高い人材を養成するとともに、教育・研究の成果を社会に還元して、三重県はもとより国内外の看護の発展と保健・医療・福祉の向上に寄与する。

## 中期目標の意義

法人の目的を達成し、その存在意義を一段と高め、県民の期待に応えるよう、中期目標を定め、法人に指示する。

## I 中期目標の期間 平成27年度～32年度

### 魅力ある大学づくり 地域との連携

#### II-1 教育に関する目標

##### 主な数値目標

- ・国家試験【看護師・保健師・助産師】合格率 100%
- ・県内就職率 55%以上
- ・学生満足度【自己が成長したと思う率】 90%以上

##### 主な取組目標

- ・質の高い看護を実践できる人材の育成
- ・学生の確保  
(積極的な情報提供、県内高校・医療機関等との連携)
- ・教育課程・教育内容の充実
- ・学生支援の充実(学習支援・生活支援・就職支援)

#### II-2 研究に関する目標

##### 主な数値目標

- ・外部研究資金の申請率 100%
- ・外部研究資金の採択率 34%以上

##### 主な取組目標

- ・地域に根ざした研究拠点としての研究水準の向上と研究活動の活性化
- ・研究成果の公表と地域への還元
- ・知的財産の創出・活用および規定等の整備
- ・研究倫理の堅持

#### II-3 地域貢献等に関する目標

##### 主な数値目標

- ・地域連携事業の実施件数 32件以上
- ・大学主催の公開講座の参加者満足度 各回89%以上

##### 主な取組目標

- ・地域社会や医療機関等が抱える課題の解決に向けた取組
- ・県民のニーズに応じた生涯学習事業の実施
- ・学術交流による大学の国際化の推進

#### III 業務運営の改善および効率化に関する目標

##### 主な数値目標

- ・学生満足度【事務局の対応に対する満足度】 85%以上
- ・職員満足度 60%以上

##### 主な取組目標

- ・効率的かつ機動的な大学運営
- ・人事評価制度の効果的な活用
- ・優秀な教職員の積極的確保
- ・法人独自の監査の計画的な実施

### 自主・自律的かつ効率的な運営

#### IV 財務内容の改善に関する目標

##### 主な取組目標

- ・適切な料金設定と外部資金の獲得
- ・経費の抑制

#### V 自己点検・評価および情報の提供に関する目標

##### 主な数値目標

- ・自己点検・評価結果に基づく改善率 100%

#### VI その他業務運営に関する重要目標

##### 主な取組目標

- ・計画的・効率的な施設・設備の整備



## 5 三重県聴覚障害者支援センターの指定管理者の指定について

### 1 指定管理者の指定

健康福祉部が所管している公の施設「三重県聴覚障害者支援センター」について、平成 27 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、「三重県聴覚障害者支援センター条例」第 6 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

### 2 対象施設と指定管理候補者の名称等

施設の設置場所・名称	指定管理候補者の所在地・名称等
三重県津市桜橋二丁目 131 番地 三重県聴覚障害者支援センター	三重県津市桜橋二丁目 131 番地 一般社団法人三重県聴覚障害者協会 会長 深川誠子

### 3 指定の期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

### 4 指定管理候補者の審査・選定の経緯

#### (1) 指定管理者の応募状況

##### ア 募集期間

平成 26 年 7 月 18 日から平成 26 年 8 月 27 日まで

##### イ 応募者

一般社団法人三重県聴覚障害者協会（津市桜橋二丁目 131 番地）

#### (2) 指定管理候補者の審査選定の経過

##### ア 選定委員会の名称

三重県聴覚障害者支援センター指定管理者選定委員会

##### イ 選定委員会構成員

委員長 長友 薫輝（三重短期大学教授）

委員 高井 幹雄（三重弁護士会推薦弁護士）

委員 坂口 知子（税理士）

委員 辻 めぐみ（手話通訳者）

委員 森口 恒子（公募により選出）

##### ウ 審査の経過

平成 26 年 7 月 10 日 第 1 回選定委員会（審査基準等の作成）

平成 26 年 9 月 11 日 第 2 回選定委員会（ヒアリング審査、最終審査）

##### エ 提案内容及び審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙のとおりです。

##### オ 審査結果（評価点数）

第 1 順位 一般社団法人三重県聴覚障害者協会（評価点 379.9 点）

#### カ 指定管理候補者の選定

選定委員会の意見をふまえ、下記の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 津市桜橋二丁目 131 番地

名称 一般社団法人三重県聴覚障害者協会

代表者 会長 深川誠子

#### キ 選定した理由

提案内容が施設の効用発揮とサービス向上を図る内容であり、かつ実現性もあるとして、指定管理者として十分な内容です。

### 5 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理業務を実施することにより、次のような効果を見込んでいます。

#### (1) 県民サービスの向上

地域における活動や行事など地域住民と聴覚障がい者関係団体との交流事業などの自主事業を積極的に行うことにより、聴覚障がい者の福祉サービスの向上が期待できます。

#### (2) 経費の縮減

適切な職員配置や事務の効率化、ペーパーレス化等による経費の縮減が期待できます。

### 6 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受け、指定管理者として指定した後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

基本協定書の中で定める主な項目は、次のとおりです。

#### (1) 県施策への配慮

施設の管理運営にあたって県の施策に配慮する代表的なものとして、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、少子化対策、自然災害防災対策、地域安全対策等についての取組などを指定管理者に求めます。

#### (2) 情報公開及び個人情報保護

県と同様の取扱いを求めます。

#### (3) 第三者による実施

指定管理者が行う業務のうち、一部を専門事業者等に委託する場合は、県の承認を求めます。(字幕映像ソフト製作編集システム保守業務委託を除きます。)

#### (4) 施設利用者の意見等の反映

施設利用者へのサービスの向上の観点から、利用者の満足度や意見、苦情等を把握するために、アンケート等を実施するほか、アンケート結果、苦情内容及びその対応状況を報告することを求めます。

(5) リスク分担

管理施設自体の基準が変更になり整備が必要となった場合や地震等により大規模な施設修繕が発生した場合等については、施設の設置者である県がリスクを負担するものと考えますが、不適切な運営により施設が破損した場合等のリスクは指定管理者が負担するものとします。

(6) 業務計画書の提出

指定管理者から毎事業年度提出させる業務計画書については、年度事業の概要、組織体制及び人員配置計画、収支計画等の記載を求めます。

(7) 業務報告書の提出

的確に施設の管理状況を把握するため、指定管理者に義務づける業務報告書として、毎月の事業毎の利用者数等実績について、四半期毎にまとめた業務報告書の提出を求めます。

(8) 事業報告書の提出

指定管理者は、年度毎に管理業務の実施状況及び利用状況、管理業務に関する経費の収支状況、成果目標及びその実績、管理業務に関する自己評価等を報告するよう求めます。

(9) 実施状況の調査、指示等

募集要項で示したサービス水準等の確保や、指定管理者の提案の実行について確認を随時行う必要があります。

確認は、基本的には四半期毎の業務報告書や年度終了後の事業報告書、必要に応じて実施する立入調査に基づいて行い、サービス水準を満たしていない等の不適切な場合には指示や改善勧告を行うこととします。

## 7 今後の予定

12月	議決後、指定管理者の指定
平成27年3月	協定書の締結
4月	指定管理者による施設管理の開始

提案内容及び審査の概要

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容 (一社)三重県聴覚障害者協会	特記事項(審査コメント等)
<p>1 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること。</p> <p>①公の施設としての管理運営の適正性</p> <p>ア 管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか。</p> <p>イ 施設の特性や業務内容を理解しているか。</p> <p>ウ 指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか。</p> <p>②県民(利用者)の平等な利用の確保</p> <p>ア 利用者が偏ることなく、公平な利用を確保しているか。</p>	<p>センターにおいては、字幕や手話の映像製作及び貸出、聴覚障がい者の生活相談等の業務を行うほか、講習会・講演会等の場として、聴覚障がい者を支援する手話通訳者等にも施設の提供を行い、聴覚障がい者の自立と社会参加の推進を図ることとしています。センターの運営方針は次のとおりです。</p> <p>① ろう者、難聴者、中途失聴者、盲ろう者など、それぞれの障がいの状態に応じた情報コミュニケーション支援の環境を整え、地域生活支援等を行います。</p> <p>② 聴覚障がい者が気軽に生活・教育・就労等に関する相談ができ、日常生活用具の紹介や生活訓練についても適切に行えるような環境を整えます。</p> <p>③ 地震など災害発生時における聴覚障がい者の連絡拠点、支援拠点となつて、関係機関と連携を図りながら支援活動を行います。</p>	50点	<p>「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念とし、聴覚障害者の自由なコミュニケーションと情報発信、情報取得などを支援していき専門的かつ重要な使命を持った施設であることを深く意識し、次の運営方針のもと運営にあたる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障害者の状態に応じた情報コミュニケーション支援とその環境整備</li> <li>・相談支援事業、災害支援活動を通して、聴覚障害者が住み慣れた地域で安心して生活し、共生できる環境づくり</li> <li>・センターを利用する聴覚障害者や支援者、県民の視点に立った、業務品質の向上とコスト削減</li> </ul> <p>聴覚障害者及び関係団体等、利用者へのサービス提供に努めると共に、利用者からの要望や意見を尊重し、適切に事業に反映させるように努める。また、聴覚障害だけではなく、視覚障害にも優しい施設とする。</p> <p>(県民の公平な利用の確保についての方策)</p> <p>主な利用者である聴覚障害者及び聴覚障害者当事者団体等から要望や意見を集約し、適切に運営及び事業に反映させるとともに、県民の平等かつ公平な利用の機会を確保する。</p>	<p>40.5点</p> <p>県の運営方針に沿った提案で、聴覚障がい者を取り巻く現状と課題を理解しており、利用者のニーズにあったサービスを公平に提供できる内容となっている。</p>
<p>2 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。</p> <p>①安全かつ快適な施設管理の確保</p> <p>ア 利用者の安全の確保、事故防止が適切にされているか。</p> <p>イ 施設等の破損箇所・不良箇所等の点検やその対応方針が明確か。</p> <p>②適切な運営管理の確保</p> <p>ア 緊急時等における対応方針など危機管理への対応は十分か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの向上、安全の確保</li> </ul> <p>施設を清潔に保つとともに、来館者に対するサービスの向上と安全の確保を図り、利用者の増加に努めてください。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設及び設備の維持管理及び修繕等</li> </ul> <p>センターの施設、設備、貸与備品の管理を行い、必要に応じて修繕し、良好に維持管理すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営を通じて取得した個人情報の取扱い</li> </ul> <p>指定管理者は、三重県個人情報保護条例の規定を順守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関して知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはなりません。</p>	75点	<p>①利用者の安全確保、事故防止、危険箇所の発見とその対処について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の安全確保を最優先とし、訓練・研修により職員の危機対応能力を高めるとともに事前および事後の対策を強化することにより、不測の事態へ備える。</li> <li>・常時から危険箇所のチェックを行う。</li> </ul> <p>②危機管理対策、個人情報保護、環境に配慮した維持管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故が起きた時に県へ速やかに報告できる体制の構築を行い、危機管理担当者が、危機管理マニュアルに沿って行動する。また、年1回の訓練を実施し、全職員が危機管理マニュアルを熟知する。</li> <li>・個人情報保護マニュアルを活用し、個人情報保護方針や基準により徹底する。また職員研修を実施する。</li> <li>・節電・節水に努め、グリーン商品を購入し、定期的な点検や修繕による設備、機器の長寿命化を図る。</li> </ul>	<p>53.4点</p> <p>安全管理、緊急時の対応も適切であり、個人情報保護や環境に配慮した、適切な施設運営が期待される。</p>

イ 個人情報保護の体制は適正か。	・環境配慮の推進 施設の管理にあたっては、電気等の効率的な利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進、グリーン購入などの環境配慮を行うこととします。				
ウ 環境に配慮した管理運営や取り組みがなされているか。					
3 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。	(業務水準) 字幕ビデオの製作・貸出し 製作・・・毎年度年間24本 貸出・・・毎年度年間400本程度		(業務内容) ・字幕ビデオの製作・貸出し 製作・・・毎年度年間24本 貸出・・・毎年度年間400本		
①施設の効用の最大限発揮及び県民サービスの向上	手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者通訳介助員の養成 手話通訳者等及び盲ろう者通訳介助員の年間総派遣時間・・・平成31年度時間数年2500時間程度		・手話通訳者等及び盲ろう者通訳介助員の年間総派遣時間・・・平成31年度目標時間数年2500時間 派遣コーディネーターを設置し、手話通訳者等の派遣の要となるセンター的機能を果たす。		
ア 提案された事業は、業務基準を満たし、かつ実現可能なものか。	スキルアップ研修受講申込者数・・・平成31年度年間500人程度 相談会の実施・・・週1回程度		・スキルアップ研修等受講申込者数・・・平成31年度年間500人 情報機器の貸出や日常生活用具の展示を行う。		
イ 利用者を増やす具体的な取組が提案されているか。	生活訓練の実施・・・年間7日程度 各種情報の発信・・・行政情報や地域の文化活動などのネット配信		相談会の実施・・・相談員をセンターに配置し、週1回開催 生活訓練の実施・・・難聴者の手話講座等を年間7日開催		
ウ 利用者の声を把握し、利用者サービス向上に繋げる積極的な姿勢が見られるか。	災害発生時における被災者支援・・・平成31年度支援サポーター登録者数100人程度	225点	各種情報の発信・・・ホームページやメールによる情報発信やセンター便りを作成し、センター利用者等に配布する。	171.0点	聴覚障がい者の当事者団体や支援団体とのネットワークを活かし、利用者の意見を収集するなど、利用者の拡大、施設の有効活用が見込める。また、これまでの経験を生かした確実な事業展開が期待できる提案となっている。
エ 広く県民に対する情報提供（広報等）や情報発信について具体的に提案されているか。	地域活動団体の交流促進 手話サークル等地域活動団体への情報提供		災害発生時における被災者支援・・・安否確認及び避難所支援、市町との連携、災害支援サポーターの登録を行う。 平成31年度支援サポーター登録者数100人		災害発生時の支援については、これまでの取組から具体的な提案がされている。
オ 施設の稼働率などを高めるための具体的な提案がされているか。	業務に対する自己評価・・・年間2回程度 (利用者の声の把握)		地域活動の活性化 県内各地域で活動する聴覚障害者団体や支援団体等の双方の交流や情報交換を促進するため、「センターまつり」行事を開催し、地域活動団体の活性化を図る。また、全国や県内の聴覚障害等に関する情報を収集し、それを聴覚障害者団体また手話サークル等に提供し、地域活動団体の活性化を図る。		
カ 施設の効用を高めるための他の機関や団体との連携が具体的に提案されているか。	(自主事業) センターの設置目的に合致し、かつ管理運営業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる		(利用者の声の把握) 意見箱の設置や評価委員会の設置による声の把握と施策への反映		
キ 災害発生時における施設の役割と体制が提案されているか。	(達成目標) 平成31年度施設利用者数・・・4000人以上		(自主事業) 企業や団体からの手話通訳者等の派遣依頼や相談に応じる。また、聴覚障がい児支援事業を展開する。		
ク 施設の機能を活用した具体的な独自提案（自主事業）がされているか。	字幕付映像等聴覚障がい者が受け取りやすい方法による情報発信回数・・・毎年度48回以上		(達成目標) 平成31年度施設利用者数・・・4000人以上 字幕付映像等聴覚障がい者が受け取りやすい方法による情報発信回数・・・毎年度年48回以上		
ケ 達成目標は、適切に設定されているか。					
4 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。			適切な職員配置を行い、事務業務などは、情報や事務処理を一元化するシステムを構築		
①施設等の管理に係る経費の縮減	各年度に収支計画を作成してください。なお、提案される収支計画については経費の縮減が図られ、かつ収支が適正でバランスがとれている必要があります。	50点	内部資料などは、できる限り電子文書を活用することで、ペーパーレス化を図る	35.0点	予算規模の少ない中での効果的な事業ができるよう提案されており、適切な施設管理が期待される。
ア 具体的な経費節減の計画があり実行可能な内容か。			定期的な点検や修繕による設備・機器の長寿化を図る維持管理を行うことで、設備の有効活用及び設備維持にかかる経費の軽減を推進		
イ 事業を積極的に受託し、経費節減につなげられているか。			空調設備、電気・水道等の節減対策を講じる		

<p>5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政基盤を有していること。</p> <p>①管理体制の確保</p> <p>ア 専門職員の確保など適切な組織体制、責任体制確保されているか。</p> <p>イ 職員の人材育成、研修計画は適切なものとなっているか。</p> <p>③経営能力の確認</p> <p>ア 安定的に運営ができる経営的基盤となっているか</p> <p>イ 施設の運営管理にかかる実績はあるか。</p>	<p>(職員配置基準)          視聴覚障害者情報提供施設等の整備及び運営について          センター長1名のほか、聴覚障がい者とのコミュニケーションがとれる職員を常置          ビデオライブラリーの製作や編集ができる施設</p>	<p>100点</p>	<p>職員は4.5人          センター長(非常勤、管理運営全般)          副センター長(業務全般)          職員(手話通訳、盲ろう者通訳介助者、派遣コーディネーター)          職員(手話通訳者等・盲ろう者通訳介助者養成企画)          非常勤(生活支援担当者、ビデオライブラリー製作、災害支援)          非常勤(聴こえの相談、補聴器助言など)          (体制)          支援センターの目的・事業の効果及び事業の円滑な実施と更なる一層の向上を図るため、自己評価を行うとともに、評価委員会を設置し、改善点を広く周知していく。</p>	<p>80.0点</p>	<p>これまで事業実績があり、経験等を基に、適切な管理運営が期待される。          専門職員の配置のほか、外部委員も含む評価委員会を設けるなど積極的な運営改善の体制が今後期待できる。</p>
<p>総合審査結果</p>		<p>500点</p>		<p>379.9点</p>	

第1順位となった団体の名称等

<p>団体の名称等</p>	<p>三重県津市桜橋二丁目131番地          一般社団法人三重県聴覚障害者協会          会長 深川誠子</p>
<p>選定委員会の講評</p>	<p>・申請団体は、聴覚障がい者の社会参加推進を目的に設立した団体であり、聴覚障がい者を取り巻く現状と課題を把握しており、三重県聴覚障害者支援センターの役割を發揮し、聴覚障がい者の福祉向上の意欲が認められる。          ・難聴者の団体など関係団体とのネットワークを活かして、利用者の意見を収集し、事業に反映させることができる。          ・災害発生時における聴覚障がい者支援について、市町との連携やサポーター登録制度など具体的な提案がされている。          ・聴覚障がい者のニーズに対応した自主事業を行うことにより、三重県聴覚障害者支援センターの機能を有効活用できる。          ・これまで三重県からの指定管理や受託により、聴覚障がい者支援に関する事業を実施してきた実績があり、三重県聴覚障害者支援センターの運営にあたり、これまでのノウハウを活用できる。          ・ただし、広く県民に三重県聴覚障害者支援センターの取組を知ってもらうために、情報発信や情報提供を積極的に取り組むことや、子どもたちに聴覚障がいについて啓発することは重要なので、今後も親子教室や体験教室を継続することが望まれる。</p> <p>以上のことから、平成27年4月より、県の運営方針に沿い、適切に三重県聴覚障害者支援センターの運営ができると評価できる。</p>

## 1 法律の改正等に係る「三重県手数料条例」の改正について

### 1 食品衛生管理者養成施設の登録等に係る事務手数料の設定について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第4次一括法）が平成26年6月4日に公布、平成27年4月1日に施行（一部を除く）されることに伴い、次の事務が国から県に権限移譲されるため、新たに登録に係る事務手数料を徴収したいと考えています。

#### (1) 食品衛生法関係

①食品衛生管理者<sup>※1</sup>養成施設の登録事務

②食品衛生管理者養成講習会の登録事務

#### (2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律関係

①食鳥処理衛生管理者<sup>※2</sup>養成施設の登録事務

②食鳥処理衛生管理者養成講習会の登録事務

※1 食品等の製造又は加工の過程において特に衛生上の注意が必要な業種には食品衛生管理者の設置が義務づけられています。

※2 食鳥処理を衛生的に管理させるために、食鳥処理場ごとに、食鳥処理衛生管理者の設置が義務づけられています。

### 2 バリアフリー認定申請に併せて提出する建築確認申請手数料の廃止について

平成26年6月に「建築基準法」が改正され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」といいます。）」に基づく特定建築物の認定申請時に提出される建築確認申請書の審査に係る構造計算適合性判定は、建築主が適合性判定機関へ直接申請することとなります。（施行は平成27年5月頃の予定）

これに伴い、県の事務がなくなるため、手数料を廃止するものです。

手数料を徴収している事務	手数料の内容	改正内容
バリアフリー法に基づく、建築確認申請書の審査に係る構造計算適合性判定に関する事務	建築確認申請書の審査に係る構造計算適合性判定手数料	関係条文を削除し手数料を廃止する。

### 3 介護支援専門員実務従事者基礎研修および認知症介護実践研修（実践者研修及び実践リーダー研修）受講手数料の設定について

介護支援専門員実務従事者基礎研修は、介護支援専門員の職に就いて1年未満の者を対象に、実務従事者として必要な技術・技能の研鑽を図ることを目的とした研修です。

認知症に係る実践者研修は、介護保険施設等に従事する者が、認知症高齢者の尊厳と自立支援のための実践的な知識等を修得することを目的とし、実践リーダー研修は、実践者研修で得られた知識等をさらに深め、施設・事業所において、ケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有した指導者を養成することを目的とする研修です。

これらの研修については、国から全国の研修受講料の平準化を要請されていることや、自身のキャリアアップに繋がる研修であることをふまえ、受講者に一定の負担を求めることが相当であると考えられることから、平成27年度から受講手数料を徴収したいと考えています。

- ・介護支援専門員実務従事者基礎研修受講手数料（新設）
- ・認知症介護実践研修（実践者研修）受講手数料（新設）
- ・認知症介護実践研修（実践リーダー研修）受講手数料（新設）

### 4 今後の予定

平成27年2月	議案提案
4月	条例施行

ただし、バリアフリー認定申請に併せて提出する建築確認申請手数料の廃止については法施行日から施行します。



## 【所管事項説明】

### 2 「食品衛生の措置基準等に関する条例」の改正について

#### 1 改正理由

「食品衛生法」第50条第2項に基づき、県等が営業施設の管理運営上講ずべき措置を条例で定める場合の技術的助言として国が定めている「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」が改正されました。これを受けて、県は、「食品衛生の措置基準等に関する条例」を改正します。

#### 2 改正内容

- (1) 従来型の管理運営基準に加え、新たにHACCP\*を用いて衛生管理を行う場合の基準を規定し、食品等事業者自らがいずれかの基準を選択することとします。
- (2) 食品等事業者は、消費者等から食品等に関する苦情を受けた場合、保健所等に速やかに報告することになります。

※Hazard Analysis Critical Control Pointの略。

食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生する恐れのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理方式

#### 3 今後の予定

12月～平成27年1月	パブリックコメントの実施
2月	議案提案
3月下旬～	関係機関等へ条例内容の周知
7月	条例施行

## 改正の内容（要点）

- (1) 従前の管理運営基準（「従来型基準」）に危害分析・重要管理点方式を用いた場合の基準（「HACCP 導入型基準」）を追加し、食品等事業者が自ら基準を選択することとしました。なお、主な「HACCP 導入型基準」は以下のとおりです。

### ① 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する班の編成

製品についての知識及び専門的な技術に基づいてHACCPシステムの導入及びその運用を行う班を編成する。班は、活動を推進していく中心となる食品衛生法に基づく食品衛生管理者、食品衛生責任者その他事業者が定める食品衛生に関する責任者を加えて構成する。

### ② 製品説明書及び製造工程一覧図の作成

ア 製品について、製品説明書を作成すること。

イ 製品の全ての製造工程が記載された製造工程一覧図を作成すること。

ウ 製造工程一覧図について、実際の製造工程及び施設設備の配置に照らし合わせて適切か否かの確認を行い、適切でない場合には、製造工程一覧図の修正を行うこと。

### ③ 食品等の取扱い

次の方法により、食品の潜在的な危害要因を管理すること。

ア 製造工程ごとに発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質のリストを作成し、各製造工程における食品衛生上の危害の原因となる物質を特定する。特定された物質について、危害が発生するおそれのある工程ごとに、当該物質と管理措置を検討し、危害要因リストに記載する。

イ 製造工程のうち、管理措置の実施状況の連続的又は相当頻度の確認（「モニタリング」）を必要とする重要管理点を定める。

ウ 個々の重要管理点について、危害要因を許容できる範囲まで低減・排除するための管理基準を設定する。

エ 管理基準の遵守状況の確認及び管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の出荷防止のためのモニタリングの方法を設定し、実施する。

オ モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに行う改善措置を重要管理点に設定し、適切に実施する。

カ 危害分析・重要管理点方式が適切に機能しているかを確認するための検証方法を定め、実施する。

### ④ 記録の作成及び保存

上記危害分析、重要管理点の決定、管理基準の決定、モニタリング、改善措置、検証についての記録を作成し、保存すること。

- (2) 平成 25 年 12 月末に発生した冷凍食品への農薬混入事案をふまえ、情報を早期に探知し、被害拡大防止対策を速やかに講じる必要があることから、食品等事業者から保健所等へのより迅速な報告について、規定することとします。

- (3) その他、文言の整理を行います。

### 3 危険ドラッグ対策について

#### 1 現 状

危険ドラッグの使用者が、凶悪な犯罪や重大な交通死亡事故を引き起こしたりする事案が発生し、深刻な社会問題となっています。国は指定薬物への指定の迅速化や検査命令および無承認医薬品としての取締りの適用等の規制強化を図り、その結果、全国的に販売店舗が大きく減少するなど、大きな成果が現れています。

さらに、本年11月には、指定薬物等の疑いがある製品に対する全国一律の販売禁止命令や、指定薬物又は無承認医薬品の広告に対する中止命令、インターネットの接続業者に対する商品広告の削除要請を可能とする規定等を盛り込んだ「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の一部改正が行われ、対策はより強化されています。

#### 2 県の対応

##### (1) 危険ドラッグ販売店舗の把握と立入検査

販売店舗については、東海北陸厚生局、県警察本部等関係機関と連携して立入検査や検査命令を行ったことで当該店舗は廃業しました。その結果、現時点で県内に把握する店舗はなくなりましたが、引き続きインターネット販売を含む販売店舗の把握に努め、疑わしい店舗については関係機関と連携し立入検査等を実施していきます。

##### (2) 危険ドラッグの危険性についての啓発

啓発活動については、麻薬覚醒剤乱用防止運動での街頭啓発や11月に開催した東海北陸ブロック「麻薬・覚醒剤乱用防止運動三重大会」等で県民に対して広く啓発を行いました。また、県教育委員会と連携し、小中高등학교において開催する「薬物乱用防止教室」により、児童生徒に対して重点的に啓発を行っています。

今後も様々な機会を通じ、引き続き県民に対して危険ドラッグの危険性を啓発していきます。

#### 3 今後の対応

東海北陸厚生局、県警察本部、県教育委員会、四日市市および県による危険ドラッグ対策連絡会議を開催するなど関係機関と連携し、①危険ドラッグ販売店舗の把握と立入検査の強化、②県民への啓発の継続・強化を図っていきます。

また、これまでの国の対策強化により、危険ドラッグの製造、販売などは、現行の法制度で規制できますが、指定薬物以外の危険ドラッグの所持、使用については、明確な禁止規定がないため規制が困難です。そのため、指定薬物以外の危険ドラッグの所持、使用に係る規制の他、県民の薬物乱用防止に関する意識の醸成、薬物依存者の回復支援の充実等を盛り込んだ条例の制定について、今後、検討を進めていきます。

## 4 動物愛護管理センターの機能強化について

### 1 取組の経緯

平成26年3月に策定した第2次三重県動物愛護管理推進計画（以下「第2次推進計画」といいます。）に基づき、新たにボランティア団体への犬・猫の譲渡や地域住民が実施する飼い主のいない猫を生み出さないための取組（猫の不妊・去勢手術等）への支援を開始するなど、犬・猫の殺処分数の減少に向けて取り組んでいます。

また、第2次推進計画では、動物愛護管理センターの機能の充実等について具体的な検討を行うこととしており、動物愛護管理の普及啓発、犬・猫の殺処分数の減少、災害時対応などに必要な機能等について検討を進めています。

### 2 動物愛護管理を推進するために必要な機能

動物愛護管理を推進し、第2次推進計画の目標<sup>\*</sup>を達成するためには、以下の4つの機能を充実させる必要があります（別紙1）。

- 犬・猫の譲渡（命をつなぐ機能）
- 犬・猫の診療（命を救う機能）
- 災害時対応などの危機管理（命を守る機能）
- 効果的な普及啓発（命の重みを伝える機能）

<sup>\*</sup>将来的に殺処分数がゼロになることをめざし5年間（平成26～30年度）で、犬・猫の殺処分数を現状値3,452頭・匹（平成24年度実績）から半減（1,726頭・匹）する。

### 3 動物愛護管理センターの機能充実等に向けた検討調査

これらの4つの機能を満たすセンターのあり方について、既存施設の改修や新築で対応する場合の整備費用、ランニングコスト等を調査し、①経済性、②整備の容易性、③業務体制、④県民等の利便性の観点から総合的に検討しています（別紙2）。

### 4 今後の取組

- (1) 第2次推進計画の目標を達成するためには、早期に動物愛護管理センターの整備に着手する必要があるため、上記検討内容もふまえ、平成27年度当初予算編成において、整備内容を決定し、計画的に取り組んでまいります。
- (2) 動物愛護管理センターの整備と並行して、獣医師会やボランティア団体等との連携体制を強化し、犬・猫の譲渡や動物愛護管理の普及啓発等の取組を一層進めることにより、犬・猫の殺処分数ゼロの実現をめざします。

<p><b>1 犬・猫の譲渡 (命をつなぐ機能)</b></p> <p>譲渡する犬・猫を増やすとともに、適正に飼養できる飼い主を確保することで、動物の命をつなぎます。</p>	<p>(1) 譲渡する犬・猫を増やすための長期的飼養</p> <p>現状では譲渡していない問題行動のある犬・猫や負傷動物について、一定期間飼養し、しつけ、治療等を行ったうえで譲渡できるようにします。</p> <p><b>効果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 犬・猫の殺処分数の減少</li> <li>● 譲渡後の不適正飼養や問題行動によるトラブルや事故の防止</li> </ul>	<p>(2) 譲渡前講習の充実</p> <p>犬・猫を譲渡する前に実施する講習の頻度を増やすとともに、講習の内容を充実します。</p> <p><b>効果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 安易な飼養の防止と適正飼養を行う飼い主の育成</li> <li>● 譲渡した犬・猫の終生飼養・適正飼養の推進</li> </ul>
---------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p><b>2 犬・猫の診療 (命を救う機能)</b></p> <p>負傷動物を適切に治療し生存の機会を増やすとともに、殺処分の大半を占める飼い主のいない猫を生み出さない取組を進めることで、動物の命を救います。</p>	<p>(1) 負傷動物の適切な治療</p> <p>保護した負傷動物を適切に治療し、飼い主への返還又は新たな飼い主への譲渡を行います。</p> <p><b>効果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 負傷動物の苦痛の軽減</li> <li>● 犬・猫の殺処分数の減少</li> </ul>	<p>(2) 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術</p> <p>地域における飼い主のいない猫を生み出さないため、所有者のいない猫の不妊・去勢手術等の取組を進めます。</p> <p><b>効果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 猫による迷惑行為に関する苦情・相談の減少</li> <li>● 猫の引取り数・殺処分数の減少</li> </ul>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p><b>3 災害時対応などの危機管理 (命を守る機能)</b></p> <p>災害時の動物救護等に関する体制を整備するとともに、特定動物の逸走や日本への侵入が危惧されている狂犬病発生時の対応を強化することで、人と動物の命を守ります。</p>	<p>(1) 災害時の動物救護等に関する体制の整備</p> <p>動物愛護管理センターを拠点とし、関係団体等と連携して被災動物の救護体制を整備します。 また、被災動物の適切な管理と治療を行います。</p> <p><b>効果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災動物による人への危害の防止</li> <li>● 被災者の支援</li> </ul>	<p>(2) 特定動物の逸走や狂犬病発生時の対応</p> <p>逸走した特定動物の一時的収容を迅速かつ適切に行います。 また、狂犬病の検査体制を強化します。</p> <p><b>効果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定動物による人への危害の防止</li> <li>● 狂犬病のまん延防止</li> </ul>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p><b>4 効果的な普及啓発 (命の重みを伝える機能)</b></p> <p>犬・猫の殺処分の現実を知ることや実際に動物を見て感じる体験を通して、命の重みを伝えます。</p>	<p>(1) 体験型の動物愛護教室等の開催</p> <p>犬・猫の殺処分の現実から譲渡まで動物愛護管理の取組を実際に見て、学び、感じる体験型の動物愛護教室等を積極的に開催します。</p> <p><b>効果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 動物を愛護する心の育成と動物の適正飼養に関する意識の広い普及</li> </ul>	<p>(2) 新たな広報媒体を活用した啓発</p> <p>従来のテレビ、ラジオ、ホームページ等による啓発を充実するとともに、SNS等の新しい広報媒体を活用します。</p> <p><b>効果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 幅広い年齢層や県民ニーズにあった情報提供</li> </ul>
-----------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



**必要な施設・設備**

<p><b>① 犬・猫の収容施設</b></p> <p>譲渡対象動物及び被災動物の収容数の増加、収容期間の延長</p>	<p><b>② 診療室（手術室）</b></p> <p>譲渡対象動物の健康診断、負傷動物の治療及び猫の不妊・去勢手術に使用</p>	<p><b>③ 研修室</b></p> <p>譲渡前講習、譲渡後のしつけ方教室、施設見学、動物愛護教室等の開催時に使用</p>	<p><b>④ 隔離施設</b></p> <p>逸走した特定動物や狂犬病を疑う犬を収容する強固な隔離施設（平常時は、感染症防止のための隔離施設として使用）</p>
-------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------

◎優れている、○比較的優れている、△課題がある

整備案		【1案】 既存施設(現動物愛護管理センター、 以下「現センター」)の活用	【2案】 新築
整備方法		現センターの既存施設を改修するとともに、同敷地内に必要な施設を新築する。	現センターの施設を解体して、敷地内に施設を新築する。
総面積(m <sup>2</sup> )		768.8 m <sup>2</sup>	647.8 m <sup>2</sup>
1 経済性	1-1 整備費	○ 整備費は2案より安い。国庫補助金の活用範囲が限定されるため、県費は2案よりも高くなる。	◎ 整備費が1案より高いが、国庫補助金などを活用することで、県費負担は1案より安くなる。
	1-2 ランニングコスト	△ ランニングコストが2案より高い。	◎ ランニングコストが1案より安い。
2 整備の 容易性	2-1 用地確保	◎ 現センターからの無償貸与又は無償譲渡により、必要な用地の確保が可能である。	◎ 1案と同じ
	2-2 整備スケジュール	△ 既存の処分施設の改修にあたり耐震診断が必要となり、診断結果によっては、耐震工事により工期が遅れる可能性がある。	○ 既存の処分施設の解体を伴うため工期の調整が必要だが、1案より計画的に整備を進めることができる。
	2-3 近隣住民への影響	○ 周囲に民家はなく、工事による住民への影響が少ない。	○ 1案と同じ
3 業務体制		○ 必要な機能を満たすための施設を県内一か所に整備し、譲渡対象動物の飼養や関係団体等との連携事業の実施を一元的に行うことにより、業務を効率的に行うことができる。	◎ 1案に加え、新築のため施設の機能性が良く、1案より業務を効率的に行うことができる。
4 利用者 (県民等) の 利便性 等	4-1 交通アクセス	○ 公共交通機関でのアクセスは不便だが、高速道路のインターチェンジ近くに位置することから車でのアクセスは良い。	○ 1案と同じ
	4-2 利便性	△ 既存施設の構造等から、改修による施設のバリアフリー化が難しく、2案より利用者の負担が大きい。	◎ 新築のためバリアフリーに配慮した施設の建設が可能であり、1案より利用者の負担が少ない。
		◎ 県内全ての譲渡対象動物を集中管理するとともに、譲渡に関する手続きを一貫して行うことができ、利用者の利便性が良い。	◎ 1案と同じ

【所管事項説明】

5 「第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」（最終案）について

平成26年9月に作成した「第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」（中間案）について、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会、健康福祉病院常任委員会、市町、県・市町社会福祉協議会からの意見を聴くとともに、パブリックコメントによる意見募集を実施しました。

これらの意見をふまえて庁内で検討を行い、記述内容の変更、数値データの時点修正、平成30年度目標値の設定等を行い、最終案を作成しました。

1 「中間案」からの主な変更点

(1) 総括目標・個別目標に関するもの

ア 平成30年度目標値を記載しました。(別紙のとおり)

イ 以下、個別目標の指標を見直しました。

		意見の概要	最終案での反映
1	P30	<p>『「おもいやり駐車場」の登録区画数』が個別目標となっているが、利用証の交付者数についても、個別目標として設定すべきである。</p> <p>【庁内での検討】</p>	<p>・『「おもいやり駐車場利用証」の交付者数(累計)」を追加しました。</p>
2	P30	<p>少子化対策に関する個別目標である「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じている20代、30代の割合」と、少子化対策として記述されている「マタニティマーク」等の普及啓発の取組の関連性がわかりにくい。</p> <p>【UD推進協議会での意見】</p>	<p>・「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じている20代、30代の割合」を削除しました。</p> <p>・「マタニティマークを知っている県民の割合」を追加しました。</p> <p>・「ベビーカーマークを知っている県民の割合」を追加しました。</p>
3	P30	<p>ユニバーサルデザインの計画の個別目標の指標として、「人権が尊重されている社会になっていると感じている県民の割合」は、ユニバーサルデザイン以外の要因が大きすぎる。</p> <p>【庁内での検討】</p>	<p>・「人権が尊重されている社会になっていると感じている県民の割合」を削除しました。</p>
4	P30	<p>ユニバーサルデザインの計画の個別目標の指標として、「人権イベント・講座等の参加者数」は、対象が広すぎる。</p> <p>【庁内での検討】</p>	<p>・「人権イベント・講座等の参加者数」を「人権尊重意識の高揚を図る人権啓発講座等の参加者数」に変更しました。</p>
5	P30	<p>「手話通訳者および要約筆記者登録者数」について、聴覚障がい者だけでなく、視覚障がい者への情報保障に関しても対象を広げるべきである。</p> <p>【庁内での検討】</p>	<p>・「手話通訳者および要約筆記者登録者数」を「手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳介助員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の講習受講者数」に変更しました。</p>

		意見の概要	最終案での反映
6	P40	ユニバーサルデザインの計画の個別目標の指標として、「得たいと思う県情報が得られていると感じている県民の割合」はユニバーサルデザイン以外の要因が大きすぎる。 【庁内での検討】	・「得たいと思う県情報が得られていると感じている県民の割合」を削除しました。
7	P40	バリアフリー観光について案内できる者を研修を通じて育成するが、そのすべての人が観光案内所で活動するわけではないことから、案内所数ではなく、職員数に改める方がバリアフリー観光の推進の評価がしやすい。 【庁内での検討】	・「バリアフリー観光に関する案内所数」を「バリアフリー観光案内所対応職員数(観光案内所の機能強化)」に変更しました。

## (2) 記述内容に関するもの

以下、記述内容の変更等を行いました。

		意見の概要	最終案での反映
1	全般	日常生活では西暦が広く使われているため、元号と西暦を併記した方がよい。 【UD推進協議会での意見】	・元号と西暦を併記しました。
2	P3～ P7	「Ⅱ ユニバーサルデザインをとりまく三重県の状況」について、表やグラフを加えた方がわかりやすい。 【UD推進協議会での意見】	・表やグラフを追加しました。
3	P14	「(3) 快適に利用できる建築物の整備」について、商業施設など民間の取組だけでなく、県の取組についても記載すべきである。 【庁内での検討】	・県伊勢庁舎、県総合博物館および県立学校等のバリアフリー化の取組を追加しました。
4	P23	「3 わかりやすい情報・利用しやすいサービスの提供」について、この取組を行う必要性の根拠となるデータを記載すべきである。 【庁内での検討】	・e-モニター調査の結果で、ハード面の満足度に比べて、製品や情報・サービスなどのソフト面の満足度が低い現状であることのデータを追加しました。
5	P29	施策体系3でイベント等での手話通訳者、要約筆記者の配置を記載しているが、「ユニバーサルデザインのまちづくりを進める仲間づくり」にも記載すべきではないか。 また、視覚障がい者への情報保障についても触れるべきである。 【市町からの意見】	・取組内容に手話通訳者、要約筆記者および盲ろう者通訳介助員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成について追加しました。



		意見の概要	最終案での反映
6	P33	「(4) だれもが住みよい住宅の普及」について、第2次計画に引き続き個別目標として掲げることから、取組内容としても明記すべきである。 【庁内での検討】	・「(4) だれもが住みよい住宅の普及」を追加し、取組内容を記述しました。
7	P38	バリアフリー観光において、夜間透析など医療機関情報についての視点も重要である。 【健康福祉病院常任委員会での意見】	・取組内容のアにおいて、バリアフリー観光に関する情報として、施設情報、交通情報、医療機関情報を明記しました。

### 3 意見聴取の概要

#### (1) 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会

開催日 平成26年9月19日

意見件数 15件

#### (2) 市町、県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会への意見照会

実施期間 平成26年10月22日から11月5日まで

意見件数 8件

#### (3) パブリックコメント

実施期間 平成26年10月10日から11月10日まで

意見件数 0件

### 4 今後の予定

平成27年2月 議案提案

## 施策体系1 ユニバーサルデザインの意識づくり

## 【総括目標】

	指標	現状値	平成30(2018)年度 の目標値
1	ユニバーサルデザインの意味を知っている県民の割合	64.1%	70%

## 【個別目標】

	指標	現状値	平成30(2018)年度 の目標値
1	県・市町およびUD団体などが実施する「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」の実施校数	40校/年	55校/年
2	県・市町およびUD団体などが事業者などに実施するユニバーサルデザインのまちづくりの研修の実施回数	10回/年	10回/年
3	県・市町およびUD団体などがイベントなどで実施するユニバーサルデザインに関する啓発回数	35回/年	20回/年
4	「おもいやり駐車場利用証」の交付者数(累計)	27,000人	50,000人
5	「おもいやり駐車場」の登録区画数	3,900区画	4,500区画
6	マタニティマークを知っている県民の割合	53.6%	70%
7	ベビーカーマークを知っている県民の割合	—	25%
8	人権尊重意識の高揚を図る人権啓発講座等の参加者数	2,067人/年 (平成25(2013)年度実績)	2,300人/年
9	県が実施するUDアドバイザーのフォローアップに関する研修等(ユニバーサルデザインセミナーやUD団体意見交換会等)の実施回数	5回/年	5回/年
10	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳介助員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の講習受講者数	62人/年 (平成25(2013)年度実績)	82人/年
11	多文化共生事業に県と協働で取り組む団体・企業および国際交流団体の数	174団体 (平成25(2013)年度末実績)	215団体
12	認知症サポーターの数(累計)	102,224人 (平成26(2014)年9月末現在)	175,000人

\*現状値は、原則として平成26年(2014)年度(見込み)の数値を記載しています。

## 施策体系2 だれもが暮らしやすいまちづくり

### 【総括目標】

	指標	現状値	平成30(2018)年度の目標値
1	多くの人が利用する施設が使いやすくなってきたと感じている県民の割合	66.4%	70%

### 【個別目標】

	指標	現状値	平成30(2018)年度の目標値
1	安全に移動できる歩道整備延長	1,265km (平成25(2013)年度末実績)	1,286km
2	主な生活関連経路におけるバリアフリー対応型信号機の整備率	87.2%	91%
3	エレベーターが設置されている駅の数	25 駅	27 駅
4	県・市町が実施するユニバーサルデザインの考え方や条例についての施設整備担当者向けの説明会等の実施回数	5 回/年	5 回/年
5	商業施設等でバリアフリー化された施設数(累計)	2,587 施設	3,150 施設
6	県立学校の多機能トイレ設置率	95.9% (71校/74校)	100% (74校/74校)
7	県立学校の身体障がい者対応エレベーター設置率	56.8% (42校/74校)	59% (44校/74校)
8	住まい改修アドバイザー研修会の実施回数(累計)	17 回	21 回

\*現状値は、原則として平成26年(2014)年度(見込み)の数値を記載しています。

### 施策体系3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進

#### 【総括目標】

	指標	現状値	平成30(2018)年度 の目標
1	日常生活で使う製品、社会生活に必要な広報誌やチラシ等の情報提供が、さまざまな人の立場に立って配慮されてきていると感じる県民の割合	44.5%	55%
2	行政サービスや商店、商業施設、宿泊施設等の事業者の顧客サービスが、さまざまな人の立場に立って提供されていると感じる県民の割合	50.6%	60%

#### 【個別目標】

	指標	現状値	平成30(2018)年度 の目標値
1	ユニバーサルデザインの考え方により、わかりやすい情報の提供を意識している県職員の割合	93.8%	100%
2	ユニバーサルデザインの考え方により、行政サービスの提供を意識している県職員の割合	86.5%	100%
3	障害者差別解消法に基づく県および市町等における職員対応要領の策定状況	—	100%
4	バリアフリー観光案内対応職員数 (観光案内所の機能強化)	—	30人

\*現状値は、原則として平成26年(2014)年度(見込み)の数値を記載しています。

【所管事項説明】

第6期三重県介護保険事業支援計画・第7次三重県高齢者福祉計画

6 次期「みえ高齢者元気・かがやきプラン」(中間案)について

県では、介護保険制度を中心として、県民、市町および広域連合と協働して、高齢者を取り巻く課題に対応するため、平成26年度までを計画期間とする「みえ高齢者元気・かがやきプラン」を策定し、介護サービス基盤の整備や認知症施策の推進等に取り組んできました。

このたび、現計画に基づき開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、団塊の世代が75歳以上となり介護が必要な高齢者が増加する平成37年度までの3年毎の各計画を通じて「地域包括ケアシステム」を段階的に構築するため、プランの改訂を行います。

1 中間案の内容

(1) 計画の期間

平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

(2) 構成

第1章 はじめに

策定の趣旨、プランのめざすべき方向性、策定のための体制、プランの期間とPDCAサイクルの導入などを記述しています。

第2章 プラン策定にあたっての考え方

高齢者の現状、高齢者を取り巻く状況、計画の考え方を記述しています。

第3章 具体的な取組

地域包括ケアシステムの実現に向け、次の9つを柱に、その取組内容を記述しています。

- |                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| 1. 介護サービス基盤の整備    | 2. 在宅医療・介護連携の推進       |
| 3. 認知症施策の推進       | 4. 介護予防・生活支援サービスの推進   |
| 5. 高齢者に相応しい住まいの確保 | 6. 高齢者の安心確保・生きがい対策の推進 |
| 7. 介護・福祉人材の安定的な確保 | 8. 介護保険制度の円滑な運営       |
| 9. 介護給付適正化の推進     |                       |

第4章 計画期間中のサービス量等の見込み

サービス量や費用の見込みを記述することとしています。ただし、現在、市町においてサービス量等の検討過程にあるため、最終案において報告します。

第5章 おわりに

主な取組体系の目標値について記述することとしています。ただし、現在、検討過程にあるため、最終案において報告します。

2 今後の予定

- |          |                                |
|----------|--------------------------------|
| 平成27年1月頃 | パブリックコメントの実施                   |
| 2月       | 最終案を第3回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において審議 |
| 3月       | 最終案を健康福祉病院常任委員会で説明             |

## 次期「みえ高齢者元気・かがやきプラン（中間案）」の概要

### 第1章 はじめに（別冊3 P1～P10）

かがやきプランは、介護保険法および老人福祉法に基づいて定めるものです。プランのめざす方向としては、「高齢者が元気に輝きながら暮らすことができる地域」であり、高齢者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築することとしています。

また、プランは年度ごとに三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会で評価を行い、評価をもとに改善を行うPDCAサイクルにより運用します。

### 第2章 プラン策定にあたっての考え方（別冊3 P11～P25）

#### （1）高齢者の現状（別冊3 P13～P16）

平成25年10月1日現在の65歳以上人口は、約47万7千人（高齢化率26.1%）であり、平成37年には約52万8千人（同30.8%）に達する見込みです。

高齢化に伴い、要介護者の増加が見込まれ、高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯も増加する見込みです。

また、認知症高齢者も平成27年には約5万2千人、平成37年には約6万8千人に達する見込みです。

#### （2）高齢者を取り巻く状況（別冊3 P17～P19）

県民の介護に対する意識調査の結果、介護が必要となった場合に「介護を受ける場所」については、約52%が「自宅で介護を受けたい」と答え、「介護保険施設や有料老人ホーム等で介護を受けたい」と答えた方は約36%でした。

一方、家族に介護が必要となった場合に「介護を受けさせる場所」については、約49%が「自宅で介護を受けさせたい」と答え、「介護保険施設や有料老人ホーム等で介護を受けさせたい」と答えた方は約38%となっています。

#### （3）計画の考え方（別冊3 P20～P25）

市町等は保険者として介護保険制度における主導的な役割を果たしており、高齢者の保健福祉事業の多くは市町が中心となって行われています。

一方、県は広域的な観点から地域包括ケアシステムの構築を進め、市町等が地域の実情に応じた施策を実施できるよう支援します。

平成26年6月に、医療介護総合確保推進法が成立し、それに伴い介護保険法等の改正が行われ、プランは法律に沿った内容に改訂しています。

また、地域包括ケアシステムの構築にあたっては、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進めていきます。

### 第3章 具体的な取組（別冊3 P27～P182）

#### （1）介護サービス基盤の整備（別冊3 P29～P49）

- ・広域型の特別養護老人ホームについては、入所を必要とする高齢者ができるだけ円滑に入所できるよう、小規模特別養護老人ホームの整備と併せて計画的に整備を進めます。
- ・認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービスの整備の支援を行います。

#### （2）在宅医療・介護連携の推進（別冊3 P51～P57）

- ・全ての市町において在宅医療・介護連携の取組が進められるよう、他市町の取組や先進地の情報等についての事例報告会あるいは研修会を開催します。
- ・在宅医療・介護連携の要となる介護支援専門員、医療ソーシャルワーカー等への研修等を通じ、質の高い人材育成・確保を推進します。【新】

#### （3）認知症施策の推進（別冊3 P59～P71）

- ・認知症疾患医療センターについては、地域の認知症患者の実態や医療提供体制をふまえ、診療所型認知症疾患医療センターの必要性も含め、設置について検討します。
- ・市町における認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の取組を支援します。【新】
- ・徘徊等により行方不明となる認知症高齢者を早期に安全に保護するため、市町における徘徊・見守りネットワーク等の体制づくりや機能強化を促進します。

#### （4）介護予防・生活支援サービスの推進（別冊3 P73～P96）

- ・県内で活動するリハビリテーション専門職の各種団体への協力依頼を行い、住民主体の通いの場、地域ケア会議等への派遣や関与など、専門的知識を積極的に活用できる環境を整えます。【新】
- ・高齢者を含む多様な主体によるサービスの提供を地域に生み出し、発展させていくため、生活支援コーディネーターの養成のための研修会を開催します。【新】

#### （5）高齢者に相応しい住まいの確保（別冊3 P97～P104）

- ・有料老人ホームについて、施設に対する指導・助言を行い、サービスの質の確保を支援します。
- ・サービス付き高齢者向け住宅について、書面および立入検査等による指導・助言を行い、適切な運営や質の高いサービスが確保されるよう支援します。

#### （6）高齢者の安心確保・生きがい対策の推進（別冊3 P105～P138）

- ・市町において高齢者の見守り活動が実施されるよう、地域の関係者が相互に連携し合えるネットワークづくりの構築を支援します。
- ・地域ケア会議の充実に向けて、地域ケア会議活動支援アドバイザーを派遣します。

- ・高齢者自らが生きがいを高め、健康づくりを進めるために、老人クラブ活動を支援します。

#### (7) 介護・福祉人材の安定的な確保（別冊3 P139～P155）

- ・介護職に従事していない潜在的有資格者が、介護に関する知識等を再確認するための研修等を実施し、介護現場への再就業を支援します。【新】
- ・介護支援専門員は、介護保険制度上重要な役割を担うことから、引き続き資質向上に必要な研修を実施します。
- ・喀痰吸引等研修機関の登録及び従事者の登録を適正に行い、利用者が安心してサービスを受けられるように介護職員の養成に取り組みます。

#### (8) 介護保険制度の円滑な運営（別冊3 P157～P172）

- ・介護保険財政に赤字が見込まれる場合に、県が設置した財政安定化基金から保険者に貸付（無利子）や交付を行います。
- ・要介護認定が一律の基準で公平・公正かつ適正に実施されるよう、認定に関わるすべての者を対象に研修会を実施するなど資質向上に取り組みます。
- ・利用者による適切な介護サービスの選択ができるように、介護保険サービス事業者の情報を公表します。

#### (9) 介護給付適正化の推進（別冊3 P173～P182）

- ・介護サービス事業者等への指導・監査体制を強化します。
- ・苦情処理委員会等と連携し、立入調査を行うなど、苦情等の早期解決を図ります。

### 第4章 計画期間中のサービス量等の見込み（別冊3 P183）

サービス量や費用の見込みを記述することとしています。

現在、市町においてサービス量等の検討過程にあるため、最終案において報告します。

### 第5章 おわりに（別冊3 P187）

主な取組体系の目標値について記述することとしています。

現在、検討過程にあるため、最終案において報告します。



## 7 次期「みえ障がい者共生社会づくりプラン」(中間案) について

県では、障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「障害福祉計画」を統合した計画として、「みえ障がい者共生社会づくりプラン(平成24年度～平成26年度)」を策定し、障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策に取り組んできました。

現行計画は、平成26年度で終期を迎えることから、現行計画の検証を行うとともに、本県における現状と課題や障がい者施策を取り巻く環境変化をふまえ、プランの改訂を行います。

### 1 中間案の内容

#### (1) 計画期間

平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

#### (2) 構成

##### 第1編 計画策定の基本的方向

現行プランによる取組成果や障がい者を取り巻く基本的な状況をまとめ、計画の基本的な考え方として、基本理念および障がい者施策の基本原則を記述しています。

##### 第2編 重点的取組

法整備等に伴う新たな課題や、現行プランにおける残された課題に対応するため、下記の6項目の重点的取組を設定し、それぞれの取組内容等を記述しています。

- ①権利の擁護に関する取組
- ②障がい者雇用に関する取組
- ③障がい者スポーツに関する取組
- ④地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組
- ⑤途切れのない相談支援に関する取組
- ⑥災害時の対応に関する取組

##### 第3編 分野別施策

県が取り組む障がい者施策を、下記の3項目に分け、それぞれの取組内容等を記述しています。

- ①共生社会を実感できる地域社会づくり
- ②生きがいを実感できる地域社会づくり
- ③安心を実感できる地域社会づくり

#### 第4編 地域生活移行・就労支援等に関する目標および指定障害福祉サービス等の見込み（障害福祉計画）

障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する市町の障害福祉計画の達成に資するため、広域的に策定する障害福祉計画を示すこととしていますが、現在、国の基本指針に即して、各市町と検討過程にあるため、最終案において報告します。

#### 第5編 計画の推進

計画を着実に実施していくための体制や進行管理について記述しています。

## 2 今後の予定

12月～平成27年1月	パブリックコメントの実施
2月	最終案について三重県障害者自立支援協議会で検討
	最終案について三重県障害者施策推進協議会で検討
3月	最終案を健康福祉病院常任委員会で説明

# みえ障がい者共生社会づくりプラン(平成27年度～平成29年度)中間案の概要

## 第1編 計画策定の基本的方向(別冊4 P1～P30)

### 第1章 計画の策定にあたって(別冊4 P1～P8)

#### 1 計画策定の背景と趣旨

現行プランの検証を行うとともに、本県における現状と課題や障がい者施策を取り巻く環境変化をふまえ、改訂

#### 2 計画の基本的事項

##### (1)計画の位置づけ

- ・障害者基本法第11条第2項の「都道府県障害者計画」
- ・障害者総合支援法第89条第1項の「都道府県障害福祉計画」

##### (2)他の計画との関係

「三重県子ども・少子化対策計画(仮称)」「三重県特別支援教育推進基本計画(仮称)」「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」など関連する他の計画と整合

##### (3)計画の期間

平成27年度から平成29年度まで

#### 3 現行プランによる取組成果

##### 【主な取組(重点的取組)】

- (1)雇用の場の拡大と就労への総合的支援  
社会的事業所の創設支援、ステップアップカフェの設置、「障害者雇用率改善プラン」の発表、農福連携による就労支援、キャリア教育マネージャー等による職場開拓、共同受注窓口の受注実績の向上、県から障害者就労施設等への調達拡大など
- (2)勇気と明日への活力につながる障がい者スポーツの環境整備  
障がい者スポーツ競技団体の結成支援、県全域で活動するスポーツ組織に対する活動支援など
- (3)ライフステージに応じた途切れのない相談支援体制の充実・強化  
専門性の高い相談事業の実施、三重県こども心身発達医療センター(仮称)および併設する特別支援学校の一体整備に着手など
- (4)災害時に援助を必要とする障がい者への的確な対応  
障がい者入所施設の耐震化の促進、福祉避難所確保に向けた働きかけ、避難行動要支援者名簿の早期作成に向けた助言など

##### 【残された課題(重点的取組)】

- (1)雇用の場の拡大と就労への総合的支援  
法定雇用率(2.0%)の早期達成、社会的事業所や農業分野など多様な就労先の確保、ステップアップカフェを活用した障がい者雇用の推進、福祉的就労における工賃向上など
- (2)勇気と明日への活力につながる障がい者スポーツの環境整備  
上級障がい者スポーツ指導員の養成など全国障害者スポーツ大会三重大会開催に向けた準備、パラリンピック選手のキャンプ地誘致など
- (3)ライフステージに応じた途切れのない相談支援体制の充実・強化  
専門性の高い相談事業における地域支援機能の強化、三重県こども心身発達医療センター(仮称)および併設する特別支援学校の一体整備等による子どもの発達支援体制の強化など
- (4)災害時に援助を必要とする障がい者への的確な対応  
福祉避難所のさらなる確保、避難行動要支援者名簿の策定促進、DPAT(災害派遣精神医療チーム)の体制整備など

## 第2章 三重県の障がい者を取り巻く基本的な状況(別冊4 P9～P23)

### 1 障がい者の状況

- (1)身体障害者手帳所持者数 74,181人(平成26年4月1日)
- (2)療育手帳所持者数 12,248人(平成26年4月1日)
- (3)精神障害者保健福祉手帳所持者数 10,000人(平成26年3月31日)
- (4)重症心身障がい児・者数 764人(平成26年4月1日)
- (5)遷延性意識障がい者数 1,180人(平成25年12月)

### 2 障害者支援施設入所者・入所待機者および精神科病院入院者意向調査結果

(概要は別紙)

### 3 障がい者を取り巻く環境変化

- (1)国際的な動向  
障害者権利条約の批准(平成26年1月20日)、効力の発生(平成26年2月19日)
- (2)国内の動向  
①障害者差別解消法の制定、②障害者虐待防止法の施行、③障害者優先調達推進法の施行、④アルコール健康障害対策基本法の施行 など

## 第3章 計画の基本的な考え方(別冊4 P24～P30)

### 1 基本理念 「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」

### 2 障がい者施策の基本原則

障害者権利条約が国内で効力を発生したことをふまえ、取組の質を向上するため、障がい者施策を推進するにあたって、5項目の基本原則を設定。

#### (1)障がい者の自己決定の尊重および自己決定のために必要な支援

施策の策定や推進にあたっては、障がい者の自己決定を尊重するとともに、適切な意思決定等を行えるよう必要な支援を行います。

#### (2)障がい者本位の途切れのない支援

ライフステージに応じた途切れのない支援を行うとともに、保健、医療、福祉、教育、就労等関係機関の連携による支援を行います。

#### (3)障がいの状況に応じた支援

年齢、性別、障がいの状態、生活の実態、地域の実情等に応じた個々の障がい者の支援の必要性をふまえた支援を行います。

#### (4)社会的障壁の除去

障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行等の社会的障壁の除去を進め、障がい者の実質的な社会への参加を支援します。

#### (5)総合的かつ計画的な取組の推進

障がい者が適切な支援を受けられるよう、国や市町との適切な連携や役割分担により、施策を実施するとともに、医療、子ども・子育て、教育等の関係する施策と整合性を図り、総合的な施策展開を図ります。

## 第2編 重点的取組(別冊4 P31~P50)

障害者差別解消法の施行に向けた課題などの「権利の擁護」や、地域社会における生活支援などの「地域生活への移行と地域生活の支援」に関する新たな課題や、現行プランでの4項目の重点的取組における残された課題に対応するため、6項目の重点的取組を設定

### 第1章 権利の擁護に関する取組

(別冊4 P31~P33)

#### 取組方向1 障がい者を理由とする差別の解消

- ・職員対応要領の策定
- ・障害者差別解消支援地域協議会の設置
- ・事業者が行う合理的配慮への支援 など

#### 取組方向2 障がい者虐待の防止

- ・研修等による障がい者虐待の未然防止
- ・虐待発生後の、事業所への継続的な確認等適切な対応
- ・専門家チームの活用による専門性の強化 など

### 第2章 障がい者雇用に関する取組

(別冊4 P34~P37)

#### 取組方向1 就労に向けた支援

- ・職業訓練、就労支援講座、特別支援学校における提案型の職場開拓等による就労に向けた支援 など

#### 取組方向2 福祉施設から一般就労への移行に向けた支援

- ・共同受注窓口や、県における優先調達拡大等による工賃向上
- ・障害者就業・生活支援センターを中心とした、関係事業所間のネットワークの強化 など

#### 取組方向3 雇用の場の拡大

- ・ステップアップカフェにおける支援による、働く意欲のある障がい者が当たり前になれる環境の整備
- ・社会的事業所の設置促進や、農業分野における就労等新たな障がい者雇用の場の開拓 など

### 第3章 障がい者スポーツに関する取組

(別冊4 P38~P40)

#### 取組方向1 全国障害者スポーツ大会の開催準備と障がい者スポーツ選手等の育成・強化

- ・全国障害者スポーツ大会三重大会の開催に向け、会場の選定、準備委員会の設置、基本方針の策定などの準備
- ・障がい者スポーツ指導員や審判員などの養成
- ・国内外の大会で活躍できる選手の育成 など

#### 取組方向2 障がい者スポーツの裾野の拡大

- ・東京オリンピック・パラリンピック選手のキャンプ地誘致などによる参加意欲の向上
- ・三重県障がい者スポーツ大会の開催など障がい者スポーツへの参加機会の充実 など

### 第4章 地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組

(別冊4 P41~P44)

#### 取組方向1 地域生活への移行

- ・サービス等利用計画に基づく支援や自立生活体験室等による福祉施設入所者の地域生活への移行
- ・ピアサポーターの活用や入院時における障害福祉サービスの利用等による精神障がい者の地域生活への移行 など

#### 取組方向2 地域生活の支援

- ・障害福祉サービスの基盤整備の促進等による地域生活支援体制の強化
- ・強度行動障害支援者養成研修の実施等による発達障がい・行動障がいのある障がい者への支援体制の強化
- ・医療、介護、保育、教育等支援機関の連携強化等による医療的ケアが必要な障がい児・者への支援体制の強化 など

#### 取組方向3 地域生活への移行を支える相談支援等関係機関の機能強化

- ・サービス等利用計画の質の向上や(自立支援)協議会の活性化等による関係機関の機能強化 など

### 第5章 途切れのない相談支援に関する取組

(別冊4 P45~P48)

#### 取組方向1 相談支援体制の整備

- ・基幹相談支援センターや、市町の発達総合支援室の設置促進等による市町の相談支援体制への支援
- ・専門的な相談支援事業における、地域の相談支援機関に対する後方支援機能の強化
- ・パーソナルカルテ等を活用した情報の円滑な引継ぎができる体制整備の支援
- ・三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョンに基づく人材育成 など

#### 取組方向2 途切れのない支援

- ・地域における保健、教育、医療、福祉、就労支援等の関係機関との連携強化
- ・発達障がい者地域支援マネージャーの配置による、適切な支援につなげる体制整備
- ・関係機関の連携による、障害児入所施設利用者への、退所後の地域生活を見据えた支援
- ・三重県こども心身発達医療センター(仮称)および併設する特別支援学校の一体整備 など

### 第6章 災害時の対応に関する取組

(別冊4 P49~P50)

#### 取組方向 災害時における確実な支援に向けた災害の予防・減災対策

- ・市町における「避難行動要支援者名簿」「個別計画」の策定促進
- ・福祉避難所のさらなる確保
- ・災害派遣精神医療チーム(DPAT)の設置
- ・三重県聴覚障害者支援センターと市町との協定締結の促進
- ・医療的ケアが必要な障がい者への災害時の対応に関する検討 など

第3編 分野別施策(別冊4 P51~P86)

第1章 共生社会を実感できる地域社会づくり  
(別冊4 P51~P60)

1 障がいに対する理解の促進

・啓発・広報の推進、福祉教育の推進、ボランティア活動の促進

2 社会参加の環境づくり

・障がいの状態に応じた活動支援、ユニバーサルデザインの意識づくりと暮らしやすいまちづくり、情報・コミュニケーションの支援、選挙等における配慮

3 権利の擁護

・障がいを理由とする差別の解消、虐待防止に対する取組の強化、権利擁護のための体制の充実

第2章 生きがいを実感できる地域社会づくり  
(別冊4 P61~P69)

1 特別支援教育の充実

・指導内容・相談支援体制の充実、専門性の向上、特別支援教育充実のための教育環境整備

2 就労の促進

・ステップアップカフェによる障がい者雇用の環境整備、優先調達の推進など福祉的就労への支援、社会的事業所の拡充や農業分野における就労など多様な就労機会の確保

3 スポーツ・文化活動への参加機会の拡充

・全国障害者スポーツ大会三重大会開催に向けた準備など障がい者スポーツの環境整備、障がい者芸術文化祭の開催など文化活動への参加機会の充実、バリアフリー観光の推進

第3章 安心を実感できる地域社会づくり  
(別冊4 P70~P86)

1 地域社会の支援

・地域生活への移行に向けた支援、地域生活の支援、福祉人材の育成・確保、福祉用具の活用の推進、経済的な支援

2 相談支援体制の整備

・相談支援体制の充実、相談支援の質の向上、相談支援従事者等の人材育成

3 保健・医療体制等の充実

・障がいの早期発見と対応、アルコール健康障がい対策など医療・リハビリテーションの充実、三重県こども心身発達医療センター(仮称)の整備など発達支援・療育の充実

4 防災・防犯対策の推進

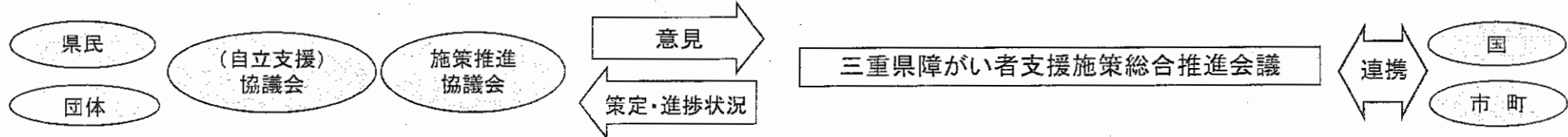
・防災対策の推進、防犯対策の推進

第4編 地域生活移行・就労支援等に関する目標および指定障害福祉サービス等の見込み(障害福祉計画)(別冊4 P87)

【国の「基本指針」に基づき、県内市町と検討中】

第5編 計画の推進(別冊4 P88~P91)

計画におけるPDCAサイクル

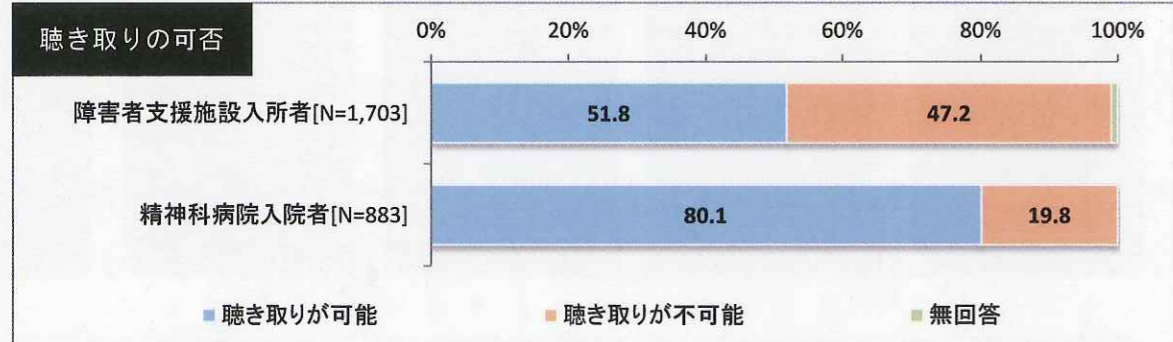
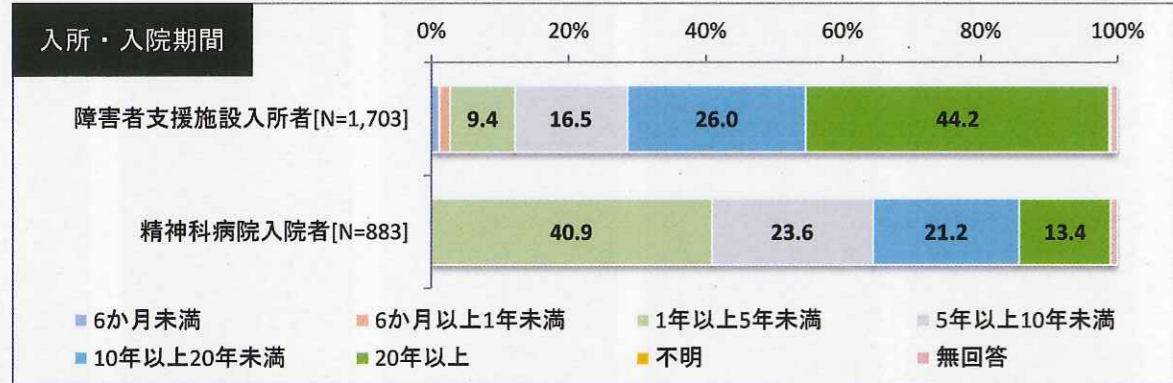
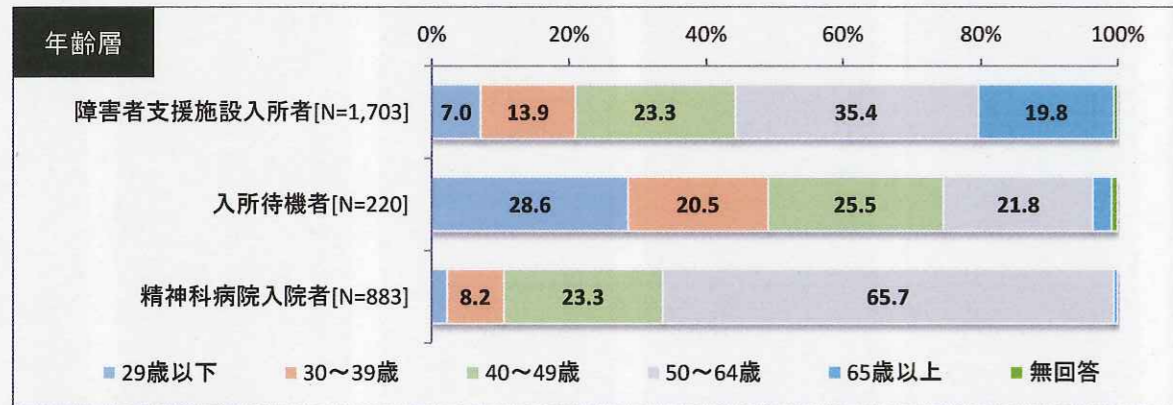


◆調査概要

- ・ 障がい者の地域生活に係る意向や必要な障害福祉サービス等を明らかにするとともに、次期プランの策定における基礎資料とする。
- ・ 調査対象：県内の障害者支援施設入所者・家族、入所待機者・家族、精神科病院入院者
- ・ 調査期間：平成26年8月11日～9月24日
- ・ 調査方法：入所・入院者は支援職員による聞き取り、入所待機者・家族は郵送調査、入所者家族は各施設を通じて調査票を配布・回収

◆対象者の状況

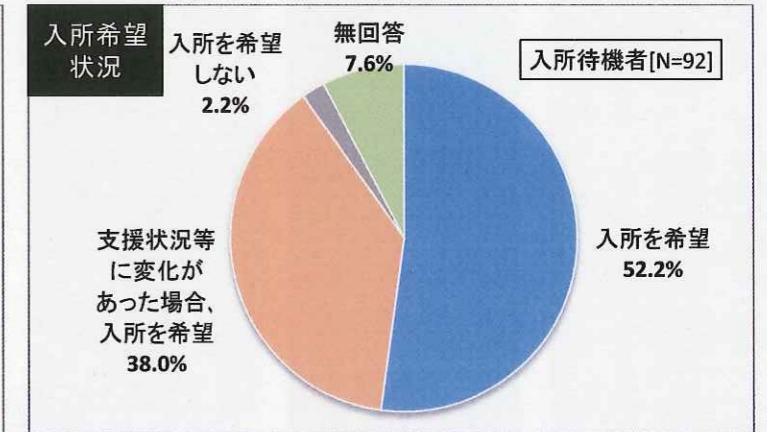
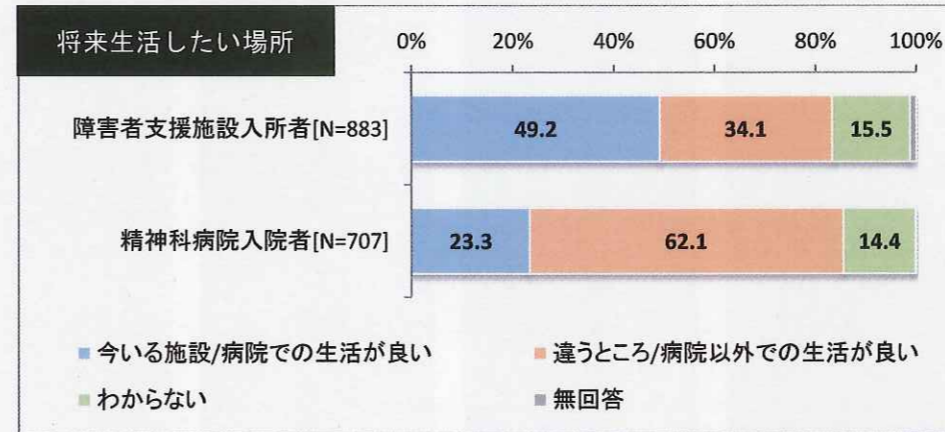
- (対象者の属性)
- ・ 対象者の年齢層は、施設入所者・待機者は比較的分散している。病院入院者は50～64歳の層が多い。入所・入院期間は、施設入所者で「20年以上」という人が半数近くを占める。
  - ・ 職員による聞き取り調査の可否判断については、「聞き取りが可能」という対象者が施設入所者ではほぼ半数、病院入院者では8割となっている。



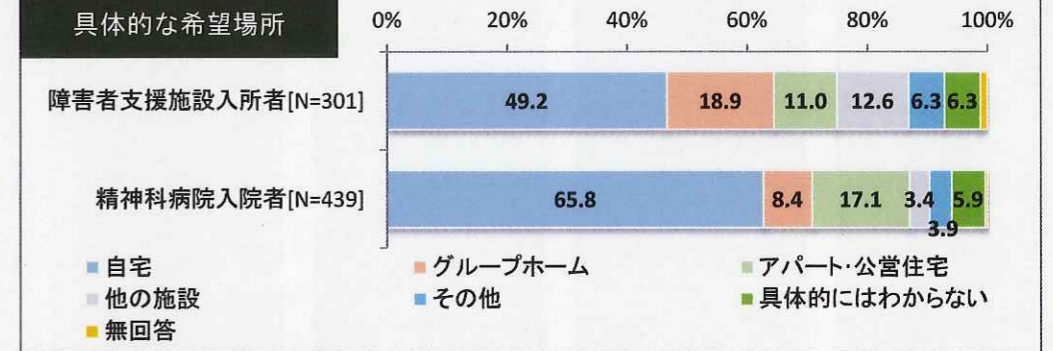
◆障がい者の意向

(今後の生活場所の意向)

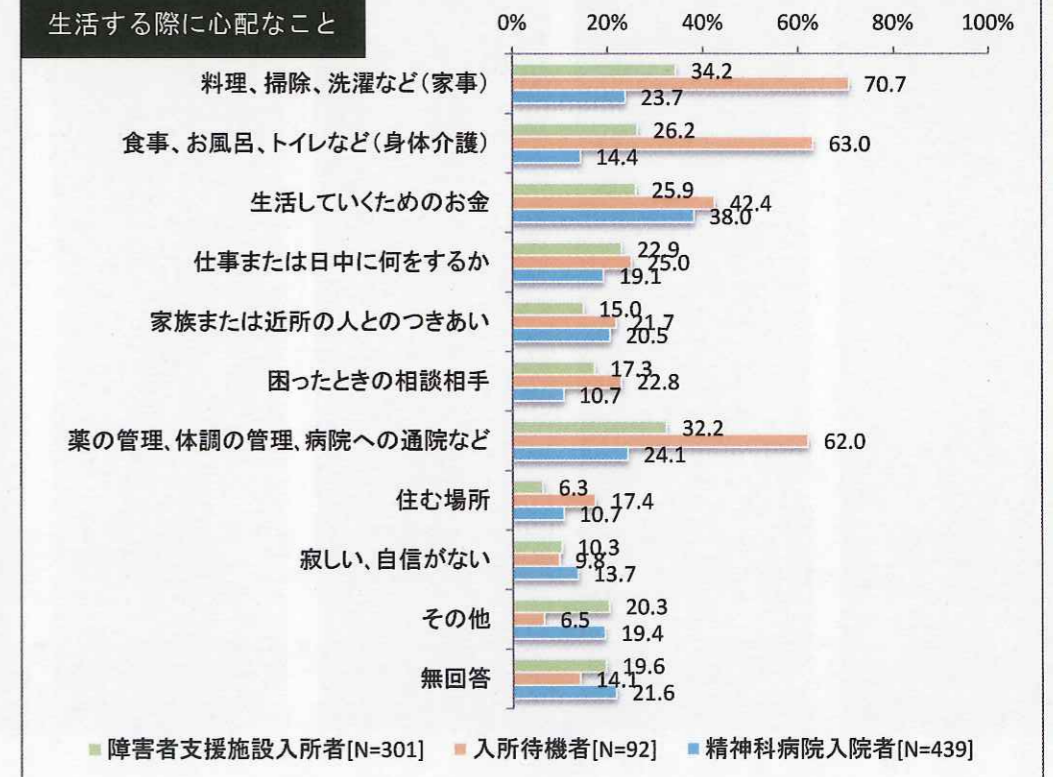
- ・ 入所者・入院者で、聞き取りの可能な人に対して今後の生活場所の希望を聞いたところ、施設入所者ではほぼ半数が「今いる施設での生活が良い」と回答している一方で、3分の1以上が「違うところでの生活が良い」と回答している。病院入院者では、「病院以外での生活が良い」が6割超であるが、「病院での生活が良い」も2割超であった。また、入所待機者では、「入所を希望」という人が半数超だが、「支援状況等に変化があった場合、入所を希望」という人も約4割となっている。



- ・ 入所者・入院者で、「違うところ/病院以外での生活が良い」と答えた人に、具体的にどこで生活したいかを聞いたところ、「自宅」という回答が多く、「グループホーム」または「アパート・公営住宅」との回答は、3割弱となっている。



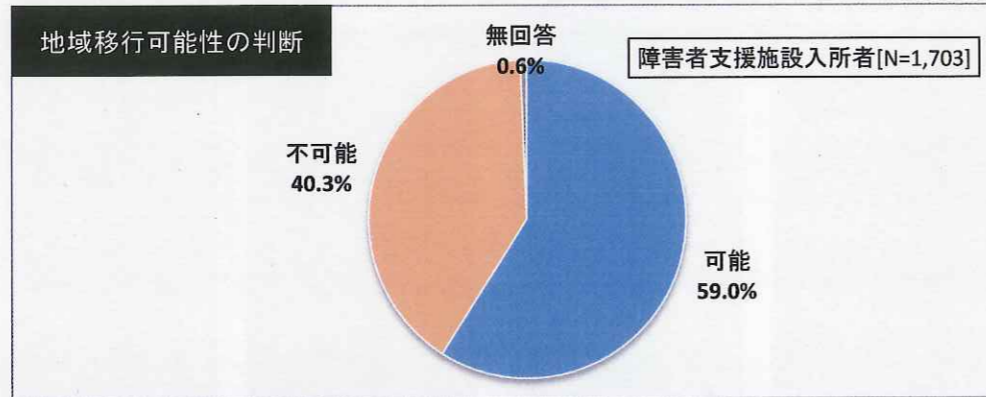
- ・ また、「違うところ/病院以外」で生活する際に心配なこととしては、「料理、掃除、洗濯など(家事)」「薬の管理、体調の管理、病院への通院など」「生活していくためのお金」等をあげる人が多い。
- ・ 一方、入所待機者が、現在住んでいる場所と違うところで生活する際に心配なこととしては、「料理、掃除、洗濯など(家事)」「食事、お風呂、トイレなど(身体介護)」「薬の管理、体調の管理、病院への通院など」等が高い割合である。



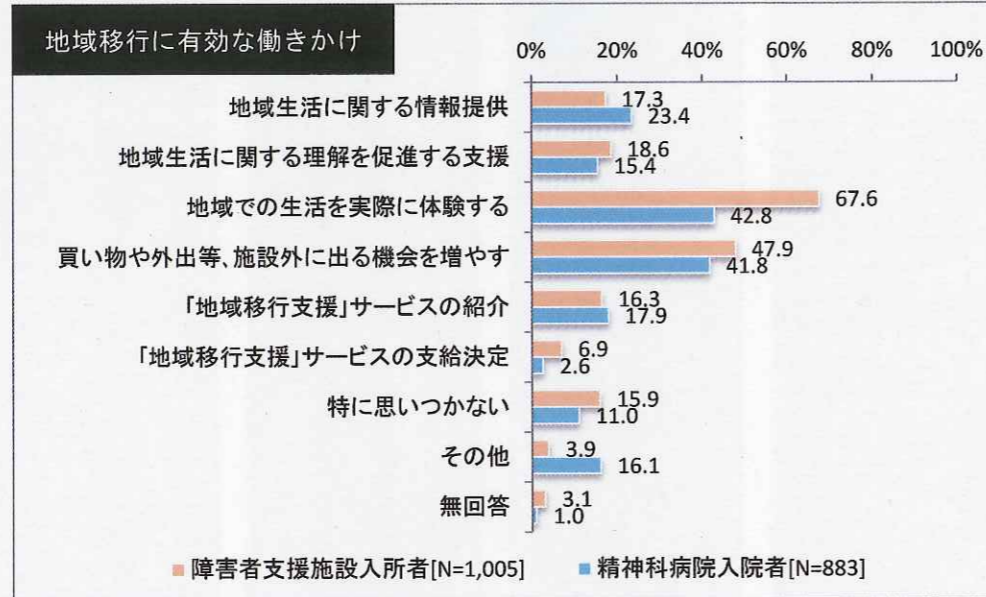
### ◆支援職員の判断

(地域移行に関する職員判断)

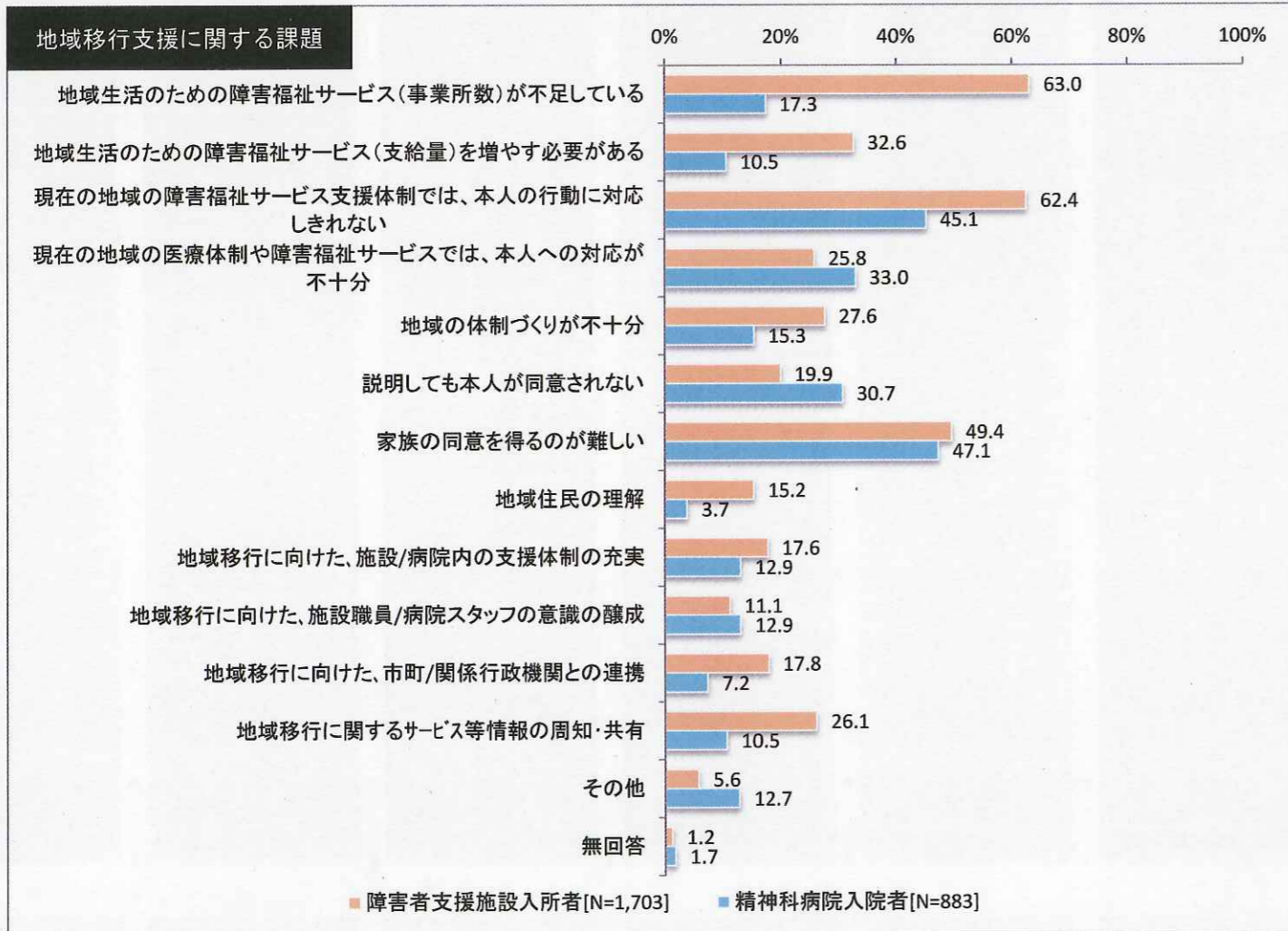
- 施設入所者の地域移行の可能性について、支援職員は、約6割の入所者について地域移行が「可能」と回答している。



- 地域移行について、本人に対する働きかけで有効と考えることとしては、「地域での生活を実際に体験する」「買い物や外出等、施設外に出る機会を増やす」など、施設/病院の外を経験することが重要とする意見が多い。

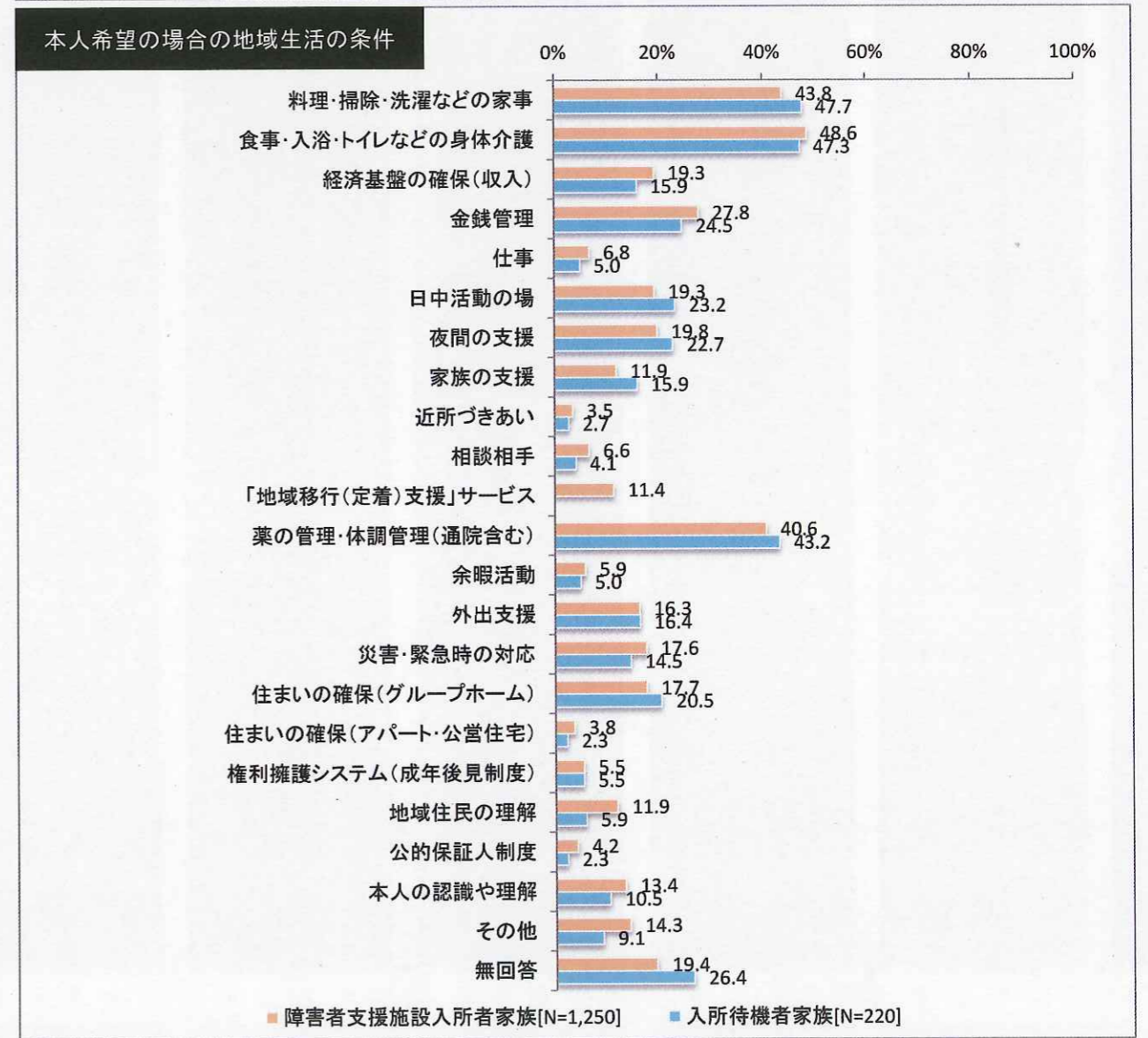
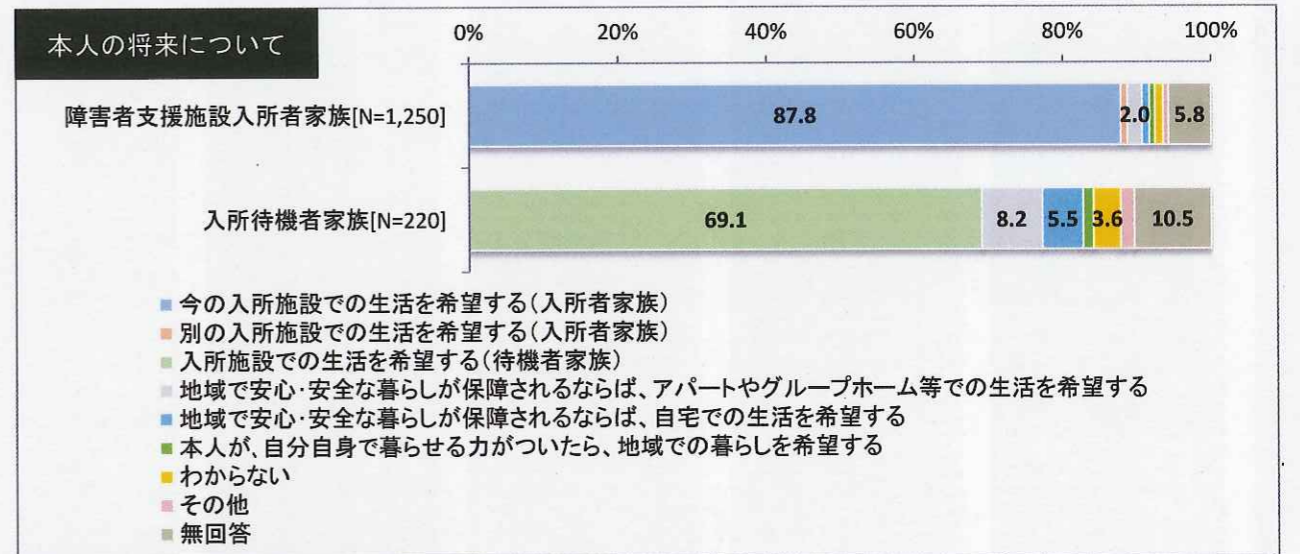


- 地域移行支援に関する課題としては、地域のサービス基盤や、家族の同意等をあげる意見が多くなっている。



### ◆家族の意向等

- 本人の将来の生活についての家族の意向は、施設入所者、入所待機者の家族とも、施設での生活を希望する人が多くなっている。入所待機者の家族では、地域で安心・安全な暮らしが保障されるなら、地域での生活を希望する人が15%程度見られる。
- 本人が希望した場合の地域生活の条件については、施設入所者、入所待機者の家族とも、身体介護や家事、薬の管理・体調管理などをあげる人が多くなっている。



現行プラン(平成24年度～平成26年度)

障害者計画

○基本理念
「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」

第1編 計画の基本的方向

- 第1章 計画の策定にあたって
第2章 三重県の障がい者を取り巻く基本的な状況
第3章 計画の基本的な考え方

第2編 重点的取組

- 第1章 雇用の場の拡大と就労への総合的支援
第2章 勇気と明日への活力につながる障がい者スポーツの環境整備
第3章 ライフステージに応じた途切れのない相談支援体制の充実・強化
第4章 災害時に援助を必要とする障がい者への的確な対応

第3編 分野別施策

- 第1章 「共生社会を実感できる地域社会づくり」に向けた施策の基本的方向
1 障がいに対する理解の促進
2 社会参加の環境づくり
3 地域における生活基盤の充実
4 権利の擁護
第2章 「生きがいを実感できる地域社会づくり」に向けた施策の基本的方向
1 特別支援教育の充実
2 就労の促進
3 スポーツ・文化活動への参加機会の拡充
第3章 「安心を実感できる地域社会づくり」に向けた施策の基本的方向
1 障がい福祉サービス等の適切な提供
2 相談支援体制の整備
3 保健・医療体制等の充実
4 防災・防犯対策の推進

障害福祉計画

第4編 地域生活移行・就労支援等に関する数値目標および指定障害福祉サービス等の見込量

- 第1章 地域生活移行・就労支援等に関する数値目標の設定
第2章 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援等の種類ごとの必要な量の見込みおよびその見込量の確保のための方策
第3章 地域生活支援事業の実施に関する事項
第4章 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通しおよび必要なサービスの確保に向けた方策

第5編 計画の推進

- 第1章 計画の推進体制
第2章 計画の進行管理
第3章 計画の見直し

障がい者施策を次のステージへ

障がい者施策の基本原則

障がい者権利条約が国内で効力を発生したことをふまえ、取組の質を向上するため、障がい者施策を推進するにあたって、5項目の基本原則を設定

- ①障がい者の自己決定の尊重および自己決定のために必要な支援
②障がい者本位の途切れのない支援
③障がいの状況に応じた支援
④社会的障壁の除去
⑤総合的かつ計画的な取組の推進

重点的取組の見直し

障害者差別解消法の制定
障害者虐待防止法の施行
障害者優先調達推進法の施行
アルコール健康障害対策基本法の施行
など新たな法制度をふまえた取組の新設

社会的事業所の拡充、ステップアップカフェ、全国障害者スポーツ大会三重大会の準備、障がい者芸術文化祭、三重県こども心身発達医療センター(仮称)および併設する特別支援学校の一体整備等の施策を位置づけ

三重県子ども・少子化対策計画(仮称)
三重県特別支援教育推進基本計画(仮称)
三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画
など、障がい者施策に関係する他の計画との整合を図る

地域生活を総合的に支援するという観点から、地域生活への移行に関する施策(第1章3地域における生活基盤の充実)と障がい福祉サービス等の提供に関する施策(第3章1障がい福祉サービス等の適切な提供)を一本化

障害福祉計画にかかる国の基本指針の改正にともなう項目の新設

次期プラン(平成27年度～平成29年度)

障害者計画

○基本理念
「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」

第1編 計画の基本的方向

- 第1章 計画の策定にあたって
第2章 三重県の障がい者を取り巻く基本的な状況(障害者支援施設入所者等意向調査結果)
第3章 計画の基本的な考え方(障がい者施策の基本原則)

第2編 重点的取組

- 第1章 権利の擁護に関する取組(障がいを理由とする差別の解消、ユニバーサルデザインのまちづくり、虐待の防止)
第2章 障がい者雇用に関する取組(社会的事業所の拡充、優先調達の推進、ステップアップカフェ)
第3章 障がい者スポーツに関する取組(全国障害者スポーツ大会三重大会開催に向けた準備)
第4章 地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組
第5章 途切れのない相談支援に関する取組(三重県こども心身発達医療センター(仮称)および併設する特別支援学校の一体整備)
第6章 災害時の対応に関する取組

第3編 分野別施策

- 第1章 共生社会を実感できる地域社会づくり
1 障がいに対する理解の促進
2 社会参加の環境づくり(ユニバーサルデザインのまちづくり)
3 権利の擁護(障がいを理由とする差別の解消、虐待の防止)
第2章 生きがいを実感できる地域社会づくり
1 特別支援教育の充実
2 就労の促進(社会的事業所の拡充、優先調達の推進、ステップアップカフェ)
3 スポーツ・文化活動への参加機会の拡充(全国障害者スポーツ大会三重大会開催に向けた準備、障がい者芸術文化祭の開催)
第3章 安心を実感できる地域社会づくり
1 地域生活の支援
2 相談支援体制の整備
3 保健・医療体制等の充実(アルコール健康障がい対策、三重県こども心身発達医療センター(仮称)および併設する特別支援学校の一体整備)
4 防災・防犯対策の推進

障害福祉計画

第4編 地域生活移行・就労支援等に関する目標および指定障害福祉サービス等の見込み

- 第1章 地域生活移行・就労支援等に関する目標の設定(地域生活支援拠点等の整備)
第2章 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援等の種類ごとの必要な量の見込みおよびその見込量の確保のための方策(地域生活支援拠点等の整備および市町の支援等)(相談支援のための体制整備)
第3章 障がい児支援のための体制整備
第4章 地域生活支援事業の実施に関する事項
第5章 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービスの見通しおよび必要なサービスの確保に向けた方策

第5編 計画の推進

- 第1章 計画の推進体制
第2章 計画の進行管理
第3章 計画の見直し



## 8 「三重県子ども・少子化対策計画（仮称）」（中間案）について

### 1 計画策定の趣旨

「みえ県民意識調査」の結果によると、理想の子どもの数が2.5人に対し、実際の子どもの数は1.6人とどまっているなど、結婚や出産について理想と現実のギャップが生じています。

また、県の児童虐待の相談対応件数が過去最多となるほか、国の「子どもの貧困率」が16.3%と先進国の中でも深刻な状況となっているなど、子どもたちに関わるさまざまな問題が顕在化しています。

結婚や妊娠、子育てについて、県民の理想と現実のギャップを解消し、希望を叶えるとともに、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりを進めるため、少子化対策計画、次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業支援計画、ひとり親家庭等自立促進計画を一体化した計画を策定します。

### 2 中間案の概要について

#### (1) 計画のめざすべき社会像等

##### ○ めざすべき社会像（別冊5 P5）

おおむね10年先のめざすべき社会像を

「結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶い、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」

として設定し、取り組むこととします。

##### ○ 計画推進の原則（別冊5 P6）

めざすべき社会像の実現に取り組むうえで、三重県子ども条例の基本理念等を踏まえて、5つの前提や約束事を「計画推進の原則」として掲げます。

- ① 子どもの最善の利益を尊重する
- ② 家族形成は当事者の判断が最優先される
- ③ 人や企業、地域社会の意識を変える
- ④ 家族の特性に応じてきめ細かに支援する
- ⑤ 子どもの育ち、子育て家庭を地域社会で支える

##### ○ 計画目標（別冊5 P8）

取組の進捗状況や目標の達成度合いを県民の皆さんに「見える化」し、PDCA（計画・実行・評価・改善）のサイクルを回すため、計画期間を平成27年度から31年度までの5年間とした上で、以下のような目標等を設定します。

## ① 総合目標

計画のめざすべき社会像である「結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶い、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をふまえ、計画全体を包含する数値目標として2つの「総合目標」を設定します。

### 総合目標1

県の合計特殊出生率（平成25年 1.49）を、おおむね10年後を目途に、県民の結婚や出産の希望が叶った場合の水準（希望出生率<sup>※1</sup>）である1.8台に引き上げる。

- ・ 計画のめざすべき社会像「結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶う」に着目。

※1 みえ県民意識調査のデータ等をもとに、既婚者における予定子ども数と、未婚者における結婚希望割合と理想の子ども数などにより試算すると1.84。

### 総合目標2

「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合<sup>※2</sup>」（平成25年度 56.0%）を、平成36年度に67.0%まで引き上げる。

- ・ 計画のめざすべき社会像「すべての子どもが豊かに育つ」に着目。

※2 みえ県民力ビジョンにおいて政策分野「子どもの育ちと子育て」に設定した幸福実感指標。現状値は第3回みえ県民意識調査（平成26年1月実施）の結果に基づくもので、目標値は1年あたり1ポイントの上昇が継続した場合に到達する水準。

## ② 重点目標

さまざまな課題のうち、解決を図る必要性と優先度が高く、中長期的な展望のもとに、今後5年間で集中的に取り組む内容を「重点的な取組」として位置づけた上で、取組の進行管理を行うための数値目標として「重点目標」を設定します。

## ③ モニタリング指標

目標値は設定しないものの、対策を進める上でフォローが必要な指標をモニタリング指標として位置づけ、進行管理に活用します。

→重点的な取組の概要と重点目標、モニタリング指標の一覧は「別紙1」をご参照ください。

## (2) ライフステージ毎の取組方向

めざすべき社会像の実現に向けて、以下のとおりライフステージごとに切れ目のない支援が必要であり、取組ごとに「現状と課題」、「5年後のめざす姿」、「主な取組内容」に整理し、記載しています。

- 子ども・思春期（別冊5 P12）
  - ① ライフプラン教育の推進
  - ② 子どもの貧困対策
  - ③ 児童虐待の防止
  - ④ 社会的養護の推進
  - ⑤ 子どもの育ちを支える取組の推進
  - ⑥ 不登校やいじめ等への対応
  - ⑦ 健全育成の推進
  - ⑧ 困難を有する子ども・若者への支援（再掲）
- 若者／結婚（別冊5 P16）
  - ① ライフプラン教育の推進（再掲）
  - ② 若者の雇用対策
  - ③ 出逢いの支援
  - ④ 困難を有する子ども・若者への支援
  - ⑤ 自殺対策
- 妊娠・出産（別冊5 P18）
  - ① 不妊に悩む家族への支援
  - ② 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実
  - ③ 周産期医療体制の充実
- 子育て（別冊5 P19）
  - ① 幼児教育・保育、地域子育ての推進
  - ② 男性の育児参画の推進
  - ③ 小児医療の充実
  - ④ 在宅での療育・療養支援
  - ⑤ ひとり親家庭等の自立促進
  - ⑥ 障がい児施策の充実
- 働き方（別冊5 P24）
  - ① 子育て期女性の就労に関する支援
  - ② 長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの推進
  - ③ マタニティ・パタニティ・ハラスメントのない職場づくり
- 県民の意識の高まり、環境の整備等（別冊5 P25）
  - ① 県民の意識の高まり、さまざまな主体による取組の促進
  - ② 安全・安心のまちづくり等環境整備
  - ③ 安全で安心な情報環境の整備
  - ④ 外国人住民が安心して出産・子育てできる環境づくり

### (3) 重点的な取組 (別冊5 P29)

めざすべき社会像の実現に向けて、さまざまな課題のうち、解決を図る必要性と優先度が高く、中長期的な展望のもとに、今後5年間で集中的に取り組む内容を「重点的な取組」として位置づけ、数値目標を設定し、進行管理を行っていきます。

また、「家族」が計画全体を貫く一つの視点であることをふまえ、それぞれの項目の中で「『家族』の形成や機能を支える取組等」について整理しています。

- |          |                          |
|----------|--------------------------|
| 重点的な取組1  | ライフプラン教育の推進              |
| 重点的な取組2  | 若者の雇用対策                  |
| 重点的な取組3  | 出逢いの支援                   |
| 重点的な取組4  | 不妊に悩む家族への支援              |
| 重点的な取組5  | 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実       |
| 重点的な取組6  | 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援   |
| 重点的な取組7  | 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援    |
| 重点的な取組8  | 男性の育児参画の推進               |
| 重点的な取組9  | 子育て期女性の就労に関する支援          |
| 重点的な取組10 | 企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援 |
| 重点的な取組11 | 子どもの貧困対策                 |
| 重点的な取組12 | 児童虐待の防止                  |
| 重点的な取組13 | 社会的養護の推進                 |
| 重点的な取組14 | 発達支援が必要な子どもへの対応          |

→重点的な取組の概要と重点目標、モニタリング指標の一覧は「別紙1」をご参照ください。

### (4) 計画を推進するために (別冊5 P58)

計画の推進にあたっては、PDCA (計画・実行・評価・改善) のサイクルに基づき、目標達成に向けて的確に進行管理に努め、多様な主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議や三重県少子化対策総合推進本部会議に取組の進捗状況や達成度合いについて報告するとともに、ホームページ等でも公表していく予定です。

### (5) 附属資料1 三重県子ども・子育て支援事業支援計画 (中間案) (別紙2参照)

### (6) 附属資料2 第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画 (中間案) (別紙3参照)

### 3 今後の予定

- |             |                                           |
|-------------|-------------------------------------------|
| 12月～平成27年1月 | パブリックコメントの実施                              |
| 1月～2月       | 第3回社会福祉審議会児童福祉専門分科会で審議<br>第6回子ども・子育て会議で検討 |
| 2月          | 第5回計画策定部会で検討<br>第3回少子化対策推進県民会議で検討         |
| 3月          | 最終案を健康福祉病院常任委員会で説明                        |

重点的な取組の概要と重点目標、モニタリング指標一覧(案)

別紙1

重点的な取組	5年後のめざす姿	主な取組内容例	重点目標	モニタリング指標
			目標項目 現状値	項目 現状値
1 ライフプラン教育の推進	家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産に関する医学的知識等の習得が子どもたちを含めた若い世代の間に広がり、自らのライフプランを考える基盤ができています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学生への乳児ふれあい体験、中学生へのライフプラン教育</li> <li>高校生への保育体験、ライフプラン等の講演会の開催</li> <li>大学生に対する妊娠・出産等の正しい知識の啓発</li> <li>企業の若手職員等に対するキャリアプランと合わせたライフプラン教育</li> </ul>	ライフプラン教育を実施している市町の割合 34.5%(26年度) 県立学校において、ライフプラン教育等を実施している割合 ・保育実習8校(26年10月) ・講演会3校(26年10月) ・専門医等の派遣12回(26年9月末)	平均初婚年齢(県) 男性30.3歳 女性28.6歳(24年) 出生時の母の平均年齢(第1子・県) 29.7歳(24年)
2 若者の雇用対策	結婚を希望する若者が安定した経済基盤を確保することができ、経済的な要因で結婚を躊躇することが少なくなっています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>若者が安易に非正規雇用を選択しないための啓発と正規雇用転換の支援</li> <li>県内企業に対する正規雇用促進の啓発</li> <li>中小企業の魅力発信、経営者と若者の交流促進</li> <li>県外大学生のUターン就職促進</li> <li>若者が農林水産業へ参入できる環境づくり</li> </ul>	「おしごと広場みえ」利用者の就職率 40.3%(25年度)	25～34歳の不本意非正規社員割合(国) 30.3%(25年度) 大学卒の3年後の離職率(県) 35.2%(26年4月25日) おしごと広場みえ利用満足度(県) 90%(25年度)
3 出逢いの支援	結婚を希望する方に出逢いの場がニーズに応じて提供されるとともに、県及び企業・団体・市町などの多様な主体が、それぞれの立場で結婚支援にかかる取組を推進し、県内各地域で結婚を支援する体制が整っています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>みえ出逢いサポートセンターにおける出逢いの機会の情報提供や結婚の意義や良さについての啓発</li> <li>市町、商工団体等への情報提供やイベントの支援</li> <li>南部地域における出逢いの場づくり等の支援</li> <li>結婚支援に取り組む企業への情報提供</li> </ul>	出逢いの場の情報提供数 21件(26年10月) 結婚支援に取り組む市町数 11市町(25年11月)	平均初婚年齢(県) 男性30.3歳 女性28.6歳(24年) 婚姻件数(県) 8,844件(25年) 生涯未婚率(県) 男性16.29%、女性7.09%(22年)
4 不妊に悩む家族への支援	不妊や不育症に悩む夫婦が安心して相談でき、治療が受けられるようになっています。また、男性不妊をはじめとする不妊や不育症に関する正しい知識が県民の間に広がっています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>不妊専門相談センターにおける相談や情報提供</li> <li>特定不妊治療費用の助成</li> <li>男性不妊治療や第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加、不育症治療に対する助成</li> </ul>	男性不妊治療等、県独自の助成事業を利用する市町数 19市町(26年度)	不妊専門相談センターへの相談件数(県) 285件(25年度)
5 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実	出産前の健診から子どもが就学するまで、子どもだけでなく子育て家庭に関するすべての相談や支援が切れ目なく受けられ、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが進んでいます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町の既存資源のネットワーク化と切れ目のない母子保健サービスを包括的にコーディネートする仕組みづくりへの支援</li> <li>市町の産後ケアの取組への支援</li> </ul>	日常の育児について相談相手のいる親の割合 99.4%(26年度) 妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談窓口が整備されている市町の割合 75.9%(26年度) 訪問・通所・宿泊等による産後ケアを実施できる体制がある市町の割合 6.9%(26年度)	妊娠届出時等に市町と医療機関が情報提供等の連携をした市町の割合(県) 75.9%(26年度) 5歳児健診等を実施する市町の割合(県)

重点的な取組の概要と重点目標、モニタリング指標一覧(案)

重点的な取組	5年後のめざす姿	主な取組内容例	重点目標	モニタリング指標
			目標項目 現状値	項目 現状値
6 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援	必要な産婦人科医、小児科医等が確保され、安全で安心して妊娠・出産ができる環境が整うとともに、リスクの低い出産は地域の産科医療機関・助産所で行い、リスクの高い出産は周産期母子医療センターで行うといった機能分担、連携体制が構築されています。また、医療的ケアが必要な子どもが安心して健やかに育てられるよう、保健・医療・福祉・教育分野が連携し、総合的かつ継続的な支援が行われています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師修学資金貸与制度の活用等による産婦人科医や小児科医等の人材確保と育成</li> <li>・周産期医療提供の総合的ネットワーク体制構築の調査研究</li> <li>・周産期母子医療センターの運営、設備整備の支援</li> <li>・新生児ドクターカー(すくすく号)の運用</li> <li>・小児の在宅療育・療養に必要な連携体制や人材育成の支援</li> </ul>	出産1万あたりの産科・産婦人科医師数 96人(24年)  就業助産師数 359人(24年)  周産期医療施設から退院したハイリスク児への市町における訪問等の実施率 97.4%(26年度)	周産期死亡率(出産1000対)(県) 4.1(25年)
7 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援	低年齢児や病児・病後児保育の充実、放課後児童対策など、子育て家庭を支える取組が進み、地域で安心して子育てができています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士確保に向けた就職相談及び処遇改善</li> <li>・低年齢児保育の保育士加配の支援</li> <li>・病児・病後児保育の施設整備等の支援</li> <li>・放課後児童クラブ・子ども教室の整備、拡充の支援</li> <li>・祖父母世代の子育て支援、地域の子育て団体の活動の支援</li> <li>・多子世帯への経済的支援にかかる国への提言</li> </ul>	待機児童数(県) 48人(26年4月)  放課後児童クラブ・放課後子ども教室を設置する小学校区の割合(県) 88.0%(26年5月)	保育士の平均勤続年数(県) 9年2か月(25年)  病児・病後児保育所の実施地域数(広域利用・ファミサポ対応も含む) 20市町(26年)  低年齢児(0~2歳)保育所利用児童数 13,042人(26年4月1日)
8 男性の育児参画の推進	職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方が広まるとともに、子どもの生き抜く力を育む子育てに男性が積極的にかかわることができるようになっていきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性の育児参画に関する活動紹介や情報交換等の機会の提供</li> <li>・男性の育児参画の重要性の啓発</li> <li>・子どもの生き抜く力を育てる子育てに男性がかかわることができる環境づくり</li> </ul>	育児休業制度を利用した従業員の割合(県、男性) 4.2%(25年度)	男性の家事・育児時間(県) 45分(23年)
9 子育て期女性の就労に関する支援	就労継続や再就職支援の取組により、妊娠・出産・子育てと等と両立しながら働きたいと考える多くの女性が、希望する形で就労できています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生に対するライフプランとキャリアデザインを考える機会の提供</li> <li>・女性が希望する形で就労継続が叶う労働環境づくり</li> <li>・女性の安定就労を支援するための学習機会の提供等の支援</li> <li>・再就職後のフォローアップの実施</li> </ul>	女子学生に対するキャリア形成支援を行う高等教育機関数 0校(26年度)	25~44歳女性の就業率(県) 58.3%(24年)
10 企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援	安心して妊娠・出産・子育てができる職場環境づくりに向けた企業の取組が進むとともに、職場の管理職が「育ボス」となるなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む、子育てに優しい企業が増えています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業におけるワーク・ライフ・バランスへの取組促進</li> <li>・地域社会全体で子育てを支える趣旨に賛同する企業の活動環境づくり</li> <li>・企業によるマタハラ・パタハラのない職場づくりの取組支援</li> </ul>	ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる事業所の割合 31.8%(25年度)	労働者からのマタニティ・ハラスメント関連の相談件数(県) 40件(25年度)
子どもの貧困対策については27年度に策定する予定の「三重県子どもの貧困対策計画(仮称)」をふまえて改定する予定				
11 子どもの貧困対策	子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って成長できる環境整備が図られています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置と地域による学習支援活動の推進</li> <li>・ひとり親家庭の就労支援</li> <li>・生活困窮家庭の子どもへの支援、ひとり親家庭等への情報交換や相談の場の提供</li> <li>・母子父子寡婦福祉資金による進学資金等の貸付</li> </ul>		

重点的な取組の概要と重点目標、モニタリング指標一覧(案)

重点的な取組	5年後のめざす姿	主な取組内容例	重点目標	モニタリング指標
			目標項目 現状値	項目 現状値
12 児童虐待の防止	地域社会全体で児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応が進み、虐待被害から子どもが守られています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・望まない妊娠など予期せぬ妊娠に対する支援</li> <li>・児童虐待への的確な初期対応と家族支援に向けたアセスメントの実施</li> <li>・市町職員の人材育成支援の充実</li> <li>・市町要保護児童対策地域協議会の運営強化</li> </ul>	児童虐待により死亡した児童数 0人(25年度)	児童虐待相談対応件数(県) 1,117件(25年度)
13 社会的養護の推進	社会的養護を必要とする子どもが、できる限り家庭的な環境で養育されるよう、「三重県家庭的養護推進計画」(平成26年度策定)に基づき、児童養護施設等本体施設の小規模化及び小規模グループケア化、施設のない地域への分散化、及び里親・ファミリーホームの新規開拓・委託が進んでいます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1中学校区1里親登録をめざして里親制度の周知と新たな里親の開拓</li> <li>・里親に対する相談・交流支援、研修の充実</li> <li>・小規模グループケア化、地域分散化のための施設整備</li> <li>・施設の職員体制の充実、人材育成の支援</li> </ul>	グループホームでケアを受けている要保護児童の割合 7.7%(26年3月) 里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合 16.6%(26年3月)	要保護児童数(県) 542人(26年3月)
14 発達支援が必要な子どもへの対応	発達支援が必要な子どもに対する途切れのない支援体制が、市町等との連携により構築され、本県で生まれ育つ子どもが健やかに成長できる環境が整備されています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「三重県こども心身発達医療センター(仮称)」の整備</li> <li>・専門性の高い人材育成のための市町に対する技術的支援</li> <li>・「CLMと個別の指導計画」の保育所等への導入促進</li> <li>・相談対応、短期入所事業の実施等による家族支援の充実</li> </ul>	「CLMと個別の指導計画」を導入している保育所・幼稚園の割合 20.5%(25年度)	子どもの発達障がい等に関する電話相談件数(県) 577件(25年度)  5歳児健診等を実施する市町の割合(県)

※上記とは別に、計画全体に関係の深いモニタリング指標として、以下の2つを設定。

①幸福感を判断する際に重視した事項で「家族関係」を選択する県民の割合(みえ県民意識調査) 69.4%(25年度)

②ふだん生活しているなかで、周りの大人から「大切にされている」と感じるの割合(県、キッズモニター) 43.8%(26年度)



## 三重県子ども・子育て支援事業支援計画（中間案）について

国の子ども・子育て支援新制度は、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を図り、すべての子どもに良質な成育環境を提供することを目的としたものです。

平成 27 年 4 月の新制度の本格施行に向けて、市町は、実施主体として、教育・保育や地域子ども・子育ての必要量について見込みを立て、確保方策を検討し、「子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。県は、市町が計画に基づき事業を着実に実施できるよう支援するとともに、特に専門性の高い施策、広域的な対応が必要な施策を実施するため、「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」（以下、「県支援計画」といいます。）を策定することとされています。（計画期間：平成 27～31 年度）

### 1 教育・保育の量の見込み、確保方策（別冊 5－県支援計画－別紙 1）

各市町の量の見込み、確保方策をとりまとめた結果、概要は次のとおりです。市町では、平成 29 年度末までに量の見込みに対応する教育・保育施設の整備、地域型保育事業の実施をめざすとした国の「待機児童解消加速化プラン」をふまえ、確保方策を定めることになっています。

#### （量の見込み）

・需要は平成 27 年度にピークを迎え、以後、平成 31 年度まで減少していきます。

#### （確保方策（平成 27 年度））

・ 1 号認定の子どもは、幼稚園、認定こども園を利用します。大部分の市町において供給が需要を上回っていますが、管内に幼稚園がない 7 市町では、需要が供給を上回っています。

・ 教育ニーズを持つ 2 号認定の子どもは、認定こども園、保育所を利用するか、幼稚園の一時預かりを利用する場合があります。5 市において需要が供給を上回っています。

・ 保育ニーズの 2 号認定の子どもは、保育所、認定こども園を利用します。1 市において需要が供給を上回っています。

・ 3 号認定の子どもは、保育所、認定こども園を利用します。5 市町において需要が供給を上回っています。

#### 〔子どもの認定区分〕

- ・ 1 号認定 3 歳～5 歳で、教育を希望する子ども
- ・ 2 号認定 3 歳～5 歳で、保育を必要とする子ども
- ・ 3 号認定 0～2 歳で、保育を必要とする子ども

## 2 教育・保育の一体的な提供および推進体制の確保

- ・各市町が平成 31 年度までに設置する認定こども園の設置目標数は 18 施設であり、既存の 5 施設と合わせると 23 施設となります。
- ・県では、新制度の目的である「幼児教育・保育の総合的な推進」を図るため、区域ごとの認定こども園の潜在的ニーズ（量の見込み）を考慮し、計画に盛り込みます。

## 3 地域子ども・子育て支援事業の推進

### (1) 量の見込み、確保方策（別冊 5－県支援計画－P15 および別紙 3）

各市町の量の見込み、確保方策をとりまとめた結果、概要は以下のとおりです。なお、別紙 3 の数値は暫定値であり、各市町において確保方策等について、検討されているところです。

#### （量の見込み）

- ・県全域でみた量の見込みは、放課後児童健全育成事業など一部の事業を除いて、平成 27 年度に最大値となります。

#### （確保方策(主なもの、平成 27 年度)）

- ・放課後児童健全育成事業においては、20 市町で供給が需要を上回っていますが、9 市町では、需要が供給を上回っています。

- ・病児保育、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）においては、18 市町において供給が需要を上回っています（うち 1 町は需要なし）が、11 市町では、需要が供給を上回る、または供給を検討中となっています。

### (2) 県による重点的な取組

- ・病児・病後児保育のニーズに応じて、対応する市町を拡大していく必要があり、病児・病後児保育の施設整備、運営に要する経費、広域利用に向けた取組について支援していきます。
- ・放課後児童クラブの創設に対する補助に加え、改築に対する補助や、国庫補助が受けられない小規模な放課後児童クラブの運営に対する補助などについて検討していきます。

## 4 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等

- ・待機児童の解消に向けて、保育士の人材確保が重要になっています。保育士・保育所支援センターを中心に、新たに保育士となる者の就業、保育士の就業継続、保育士資格を持っていても保育所等で就業していない者（潜在保育士）の復帰、保育士の処遇改善など労働環境の改善に向けた取組を支援していきます。また、保育士修学資金貸付制度の創設について検討していきます。
- ・放課後児童クラブの人材確保について、放課後児童支援員資格認定研修（仮称）や、子育て支援員（仮称）養成研修の実施を検討します。

## 第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画（中間案）について

ひとり親家庭等自立促進計画（以下「計画」といいます。）については、「母子及び寡婦福祉法」（以下「法」といいます。）第12条に基づき、平成17年に第一期計画を、平成22年に第二期計画を策定し、ひとり親家庭等に対する生活支援、就業支援等に取り組んできたところです。法改正による父子家庭への支援の拡充等や国の「子供の貧困対策に関する大綱」をふまえ、第二期計画の取組やひとり親家庭等実態調査（平成26年7月実施）で明らかとなった課題を検証したうえで、計画の見直しを行います。

### 1 ひとり親家庭世帯数の状況

本県のひとり親家庭世帯数は、母子世帯、父子世帯ともに増加傾向にあり、平成22年には17,820世帯となっています。平成12年から平成22年の間で、母子世帯は58.8%、父子世帯は54.7%の増加となっています。

平成22年の20歳未満の世帯員がいる世帯に占める母子世帯の割合は7.9%、父子世帯の割合は1.7%、ひとり親世帯全体では9.6%の割合となっています。

### 2 課題（別冊5－計画－P9）

第二期親計画における取組状況やひとり親家庭等実態調査に基づいて明らかとなった課題は次のとおりです。

#### （1）安定的な収入を得る就業のための支援に関する課題

母子家庭の母は、約8割が就労していますが、就労収入は200万円未満が約6割となっており、ひとり親家庭等の就業を取り巻く状況は依然として厳しい状況にあります。

このため、母子・父子福祉センターでの就労支援を強化し、ハローワーク等の関係機関と連携を図るとともに、雇用者側へひとり親家庭の状況について理解の促進を図っていくこと等が必要です。

#### （2）子育てと生活のための支援に関する課題

ひとり親家庭の親は、子育てと仕事をひとりで担っており、保育サービスや子どもの居場所づくり等が必要となっています。

一方、子どもについての悩みは、「教育・進学」が多く、子どもの最終学歴も「大学」を希望するひとり親家庭が多いですが、進学することが叶わない場合もあり、一層の支援が求められます。

#### （3）経済的な安定のための支援に関する課題

本県の母子家庭の世帯収入は、250万円未満の世帯が過半数を占め、経済的に厳しい状況にあります。引き続き、手当や貸付金等の家計に対する直接的な支援が必要です。

#### （4）各種支援制度の周知・相談機能の充実に関する課題

ひとり親家庭の抱える課題は、子どもの教育、しつけや父母の雇用、生活支援等多岐にわたり、また、父子家庭は、4人に1人が「相談相手がない」との実態調査の結果もあります。

このため、福祉事務所や母子・父子福祉センターなどでの相談機能が充実す

るよう、相談員への研修機会の増加、研修内容の充実を図っていく必要があります。

また、各種支援制度がひとり親家庭に認知されていない実態があることから、各種支援制度の周知を図っていくこと等が必要です。

### 3 取組内容（別冊5－計画－P15）

#### （1）基本理念

すべてのひとり親家庭等が、自らの力を発揮し、安心して子育てや生活ができるとともに、ひとり親家庭の子どもたちが夢と希望をもって成長できる三重をめざします。

#### （2）取組の柱と具体的な取組

第二期計画の4つの取組の柱に、貧困の世代間連鎖の解消につなげることを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行や法改正による父子家庭への支援の拡充をふまえ、「子どもへの学習支援」と「父子家庭に対する支援の充実」の2つを加え、6つの取組の柱を定め、平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間として取組を進めます。

6つの取組の柱すべてに数値目標を設定し、進行管理を行いながら、基本理念の実現に向け、取組の充実を図っていきます。

##### ① 親への就業支援

ひとり親への就業を支援するため、就業相談や職業紹介などを実施するとともに、資格や技術取得の支援を行い、ひとり親家庭の自立を促進します。

##### ② 子育てと生活のための支援

幼児教育・保育サービスの充実、一時的な預かりや放課後児童クラブの実施などによる子どもの居場所づくりの推進、病気の時などに家事や育児の支援を行う日常生活支援事業の実施、生活の場の提供に関する支援などにより、安心して仕事と子育てが両立できるよう、環境を整備します。

##### ③ 子どもへの学習支援（新規）

関係機関や地域と連携し、ひとり親家庭等の子どもたちへの学習環境を整えることにより、子どもたちの将来への可能性を引き出し、貧困の世代間連鎖の解消を図り、子どもが夢と希望をもてる社会をめざします。

##### ④ 経済的な安定のための支援

手当の支給や生活資金等の貸付等の実施により、経済面からひとり親家庭等の暮らしを支えます。

##### ⑤ 相談機能の充実と各種支援制度の周知

三重県母子・父子福祉センターや福祉事務所等における相談機能の充実、各種支援施策の情報提供の充実を図り、悩みを抱えるひとり親家庭等に適切な支援が実施される環境を整備します。

##### ⑥ 父子家庭に対する支援の充実（新規）

父子家庭に対して、相談対応や情報提供を強化するとともに、父子家庭の特性をふまえた各種支援を行うことにより、父子家庭の子育てや生活の不安の解消を図ります。

## 9 「三重県家庭的養護推進計画」（中間案）について

### 1 計画策定にあたって

#### (1) 計画の趣旨

平成23年7月に国が取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」の中で、社会的養護は、原則、家庭養護（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく等の方針のほか、施設に9割、里親に1割という現状を、10数年かけて、施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていく等の目標が示されました。

これを受け、本県では平成24年度に「三重県における社会的養護の将来像と当面の課題」を取りまとめ、平成25年度には、すべての児童養護施設・乳児院において「家庭的養護推進計画」の策定が行われました。

三重県家庭的養護推進計画は、これらをふまえ、本県の実情に即して計画的に家庭的養護の取組を推進するために策定するものです。

#### (2) 計画策定の基本理念と基本的方向

##### 【基本理念】

社会的養護を必要とするすべての子どもが、家庭的な養育環境の中で豊かに育ち、最善の利益が保障される三重をめざします。

##### 【基本的方向】

基本理念に則り、「家庭的養護の推進」、「専門的支援の充実」、「自立支援の充実」、「家族支援・地域支援の充実」に向けて、計画期間を通じて取り組むべき家庭養護の支援や施設の小規模化・地域分散化などを進めるための具体的な方策を定めます。

#### (3) 計画期間と計画の進捗管理

平成27年度から平成41年度までの15年間とし、計画期間を5年ごとの3期に区分して各期末に計画の見直しを行います。また、毎年度、関係団体等との実施状況の確認や意見交換を行い、計画の進捗管理を行います。

### 2 家庭的養護の推進に関する基本的な考え方

#### (1) 要保護児童数および養護可能な児童数

人口減少や子育て支援策の充実などにより要保護児童数の減少が見込まれるものの、児童虐待相談対応件数の急増等に伴い、社会的養護の質・量ともに拡充が求められています。このため、要保護児童数としては現状と同規模程度か微減程度（500～540人）で推移すると想定し、家庭養護や施設養護において養護可能な児童数が要保護児童数の見込みを十分に満たすよう設定します。

#### (2) 計画期間を通じて達成すべき目標の設定

本体施設のオールユニット化やグループホーム、ファミリーホームの設置、里親委託や里親支援等を推進し、平成41年度までに、「施設の本体施設、グループホーム、里親等」における要保護児童の割合を3分の1ずつとすることを目標とします。

(目標設定項目)

\*各計画期間の( )は計画期間中の整備予定数

	現状	前期	中期	後期	養護可能な 児童数
里親等委託率	16.4%	22.4%	27.8%	33.3%	180
本体施設ユニット (ユニット数)	26	40(+14)	45(+5)	47(+2)	256
分園型グループケア (ユニット数)	2	7(+5)	11(+4)	12(+1)	76
地域小規模児童養護施設 (施設数)	5	9(+4)	12(+3)	15(+3)	90

この目標達成に向けては、里親登録の増加やファミリーホームの設置促進、また、施設の小規模化・地域分散化と職員の確保および専門性の向上等が必要です。

3 家庭養護、施設養護の推進等にかかる具体的な取組方策

(1) 家庭養護 (別冊6 P5~9)

- ①里親等委託の推進 (別冊6 P5~7)
- ②里親支援の充実 (別冊6 P8)
- ③ファミリーホームの設置促進・支援の充実 (別冊6 P9)

【現状】	登録数 (世帯)	委託中 (世帯)	委託児童 (人)		登録数 (世帯)	委託中 (世帯)	委託児童 (人)
里親	192	66	78	(15年後) ➔	320	120	130
ファミリーホーム	3	3	6		12	12	50
計			84				180

(2) 施設養護 (別冊6 P10~15)

- ①施設整備、定員設定/ユニット数 (別冊6 P10~12)
- ②職員体制、人材確保・人材育成 (別冊6 P13~14)
- ③施設の高機能化、地域支援の充実 (別冊6 P14~15)

\*各計画期間の( )は計画期間中の整備予定数

施設整備	現状	前期	中期	後期	定員(人)
本体施設ユニット (ユニット数)	26	40(+14)	45(+5)	47(+2)	(養) 256
※[ ]内は乳児院で内数	[2]	[4]	[9]	[9]	+ (乳) 45
分園型グループケア (ユニット数)	2	7(+5)	11(+4)	12(+1)	76
地域小規模児童養護施設 (施設数)	5	9(+4)	12(+3)	15(+3)	90

(3) その他 (別冊6 P16)

- ①自立支援の充実
- ②子どもの権利擁護の推進

4 今後のスケジュール

平成 27 年 1 月 最終案について第 3 回三重県家庭的養護推進計画策定検討会で検討  
3 月 最終案を健康福祉病院常任委員会で説明

【所管事項説明】

10 「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）（仮称）」（中間案）について

1 計画策定の趣旨（別冊7 P1）

国の計画である「健やか親子21」をふまえて平成14年度末に策定した本県の計画「健やか親子いきいきプランみえ」が、平成26年度で最終年度を迎えることから、少子化の進行や核家族化といった母子保健を取り巻く社会環境の変化、現計画の残された課題、および現在策定中の国の次期計画をふまえ、平成27年度以降の次期計画を策定します。

この計画は、主に母子保健分野における取組の推進を図るものですが、母親だけでなく父親や祖父母も含めた親と子、およびその家族が、県内のどの地域においても切れ目のない一定の水準以上の母子保健サービスが受けられるなど、安心して子どもを産み、育てられ、子どもが健やかに育つ三重県を実現していこうとするものです。

2 計画の基本理念（別冊7 P2）

計画の基本理念は、「子どもを産み、育てる人にいつも寄り添い、すべての子どもが健やかに育つ三重」とします。

3 計画期間（別冊7 P4）

平成27年度から平成36年度までの10か年の計画とし、5年を目途に見直しを行います。

4 取り組むべき課題及び目標（別冊7 P29）

基本理念を実現するため、特に次の視点を持って計画を推進します。

○継続的な支援

妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない母子保健サービスを受けることができる。

○ワンストップの支援

行政、医療機関、保育所等のネットワークにより妊産婦等の情報が市町の相談窓口を集約され、速やかに母子保健サービスをコーディネートできる。

○予防的支援

すべての妊産婦等の状況を早期に把握し、必要な支援につなげる。

○家族支援

母子だけでなく、父親や祖父母等の家族に対しても必要なサービスを提供する。

また、次の5つの課題を重点的に取り組むべき課題（重点課題）とし、課題ごとにめざす姿と県の取組内容、本計画の計画期間において達成すべき数値目標等を掲げて取組を推進します。

なお、数値目標等については、次の3つの指標に分類して設定し、取組の進捗状況の把握・評価を行います。

- 成果指標 取組により得られる成果を示す指標
- 取組指標 取組の実施状況を示す指標
- 参考指標 当該重点課題の状況を把握するための指標（目標値は設定しません）

## (1) 地域の実情に応じた切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

(別冊7 P31)

### (10年後にめざす姿)

市町や医療機関等との連携や支援制度の整備を通じて、妊娠・出産・育児に至るまでの間、切れ目なく必要な母子保健サービスが提供され、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることができます。

### (県の主な取組内容)

- ・ 市町において切れ目のない母子保健事業を実施するために中心的な役割を果たす人材の育成
- ・ 妊産婦やその家族に対してホームヘルプサービスを提供する人材の育成、および産後ケアの取組の促進
- ・ 市町における母子保健事業の立案や医療機関等との連携方法等についての助言
- ・ 不妊相談センターにおける相談機能の充実、および特定不妊治療に対する助成制度等の充実

## (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策 (別冊7 P34)

### (10年後にめざす姿)

子どもたちが思春期における心身の健康の大切さを理解し、主体的に健康管理を行うとともに、妊娠・出産等についての医学的知識を持ち、自らの人生や家族の大切さについて考え、行動することができます。

### (県の主な取組内容)

- ・ 県・市町教育委員会や産婦人科医会等との連携を通じた性教育や健康教育の実施体制の充実
- ・ 妊娠・出産の適齢期等に関する医学的知識や家族の大切さなどについて学ぶためのライフプラン教育の実施
- ・ 若者の予期せぬ妊娠等に関する相談に応じ、必要な支援につなげるために開設した「妊娠レスキューダイヤル」の普及



### (3) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり (別冊7 P36)

#### (10年後にめざす姿)

育児中の家庭が孤立することなく、地域社会の見守りの中で、心身ともに過度の負担や不安を感じることなく育児ができ、子どもが健やかに成長しています。

#### (県の主な取組内容)

- ・ 市町が関係機関・団体、NPO法人、自治会等とのネットワークを構築し、支援体制を整備するための人材の育成 (一部再掲)
- ・ 市町における「孤立した家庭」を作らないための支援体制の整備についての助言 (一部再掲)
- ・ 少子化対策の取組と連携した、地域社会全体で育児中の家庭を見守り、支える風土の醸成と環境の整備

### (4) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援 (別冊7 P38)

#### (10年後にめざす姿)

育児中の家族が、育児に対して行き詰まりや不安を感じた時に、気軽に相談することができる場があり、過度の負担や不安を感じることなく心身ともにゆとりを持って育児ができます。

#### (県の主な取組内容)

- ・ 要支援児・要支援家庭を早期に発見し、支援につなげるための市町の体制整備等の支援、働きかけ
- ・ 各市町における発達支援の総合窓口の設置等の働きかけ、および専門人材の育成、並びに「CLMと個別の指導計画」の保育所等への導入の促進

### (5) 妊娠期からの児童虐待防止対策 (別冊7 P40)

#### (10年後にめざす姿)

児童虐待の未然防止や早期発見を可能とするため、行政や医療機関などの関係機関だけでなく、地域の住民なども含めた地域社会全体で児童虐待を防止するための取組が行われています。

#### (県の主な取組内容)

- ・ 児童虐待につながりやすい特定妊婦を妊娠初期から把握するために、各市町で使用する妊娠届出時アンケートの様式を統一
- ・ 市町における乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業の実施の促進
- ・ 警察、県・市教育委員会、市町との情報共有や意見交換を通じた、児童虐待防止に向けた取組の強化

## 5 計画の総合的な推進（別冊7 P42）

### （1）県の役割

市町・関係団体等への情報提供等を通じて、県内の母子保健対策の推進に向けた関係機関・団体間での連携の強化を図ります。

県内市町における地域格差と取組格差の解消を図るため、各市町における課題分析や人材育成等について必要な助言・支援等を行うことにより、市町の地域の実情に応じた母子保健対策の推進を支援します。

### （2）市町の役割

母子保健事業の主たる実施者として、課題の把握・分析を行ったうえで、それぞれの地域の実情に応じた母子保健対策の推進を図ります。

各種母子保健事業の実施にあたっては、県・県保健所等の関係機関・団体や地域住民と連携・協働して個々の状況に応じたきめ細かな母子保健サービスの提供を行います。

### （3）関係団体の役割

医師会、産婦人科医会、小児科医会、歯科医師会、助産師会、大学、企業、NPO等の関係団体は、それぞれの分野において専門的な機能を活用した活動を行うとともに、県・市町等の関係機関や他の関係団体との連携・協働を通じて、地域の母子保健対策の推進を支援することが期待されます。

## 6 計画の進捗評価及び見直し（別冊7 P43）

進捗管理については、三重県母子保健報告等により数値目標等の達成状況を把握・評価し、三重県医療審議会健やか親子推進部会に報告したうえで、市町、関係機関、団体へ周知するとともに、県のホームページで公開します。

また、計画策定後、5年を目途に計画全体についての中間評価と必要な見直しを行います。

## 7 今後の予定

平成26年12～1月	パブリックコメントの実施
平成27年1月	最終案について第4回健やか親子推進部会で検討
3月	最終案を健康福祉病院常任委員会で説明

重点課題ごとの成果指標一覧

別紙

① 地域の実情に応じた切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

目 標 項 目	現状値	中間評価 (5年後) 目標	最終評価 (10年後) 目標
乳児死亡率(出生千対)	3.0 (H25)	減少	減少
幼児(1歳から4歳)死亡率(人口10万対)	19.2 (H25)	減少	減少
むし歯のない3歳児の割合	81.0% (H25年度)	86%	90%

② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

目 標 項 目	現状値	中間評価 (5年後) 目標	最終評価 (10年後) 目標
十代の人工妊娠中絶率	5.9 (H25)	減少	減少
中学3年生(14歳)女生徒で体重が標準の -20%以下の割合	3.17% (H25年度)	減少	減少
十代の性感染症報告数(1定点あたり)	1.24 (H25 性器クラミジア) 0.06 (H25 淋菌感染症) 0.24 (H25 尖圭コンジローマ) 0.06 (H25 性器ヘルペス)	減少	減少

③ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

目 標 項 目	現状値	中間評価 (5年後) 目標	最終評価 (10年後) 目標
【新】住んでいる地域で子育てをしたいと思う 親の割合	94.6% (H26年度)	増加	増加
乳幼児の不慮の事故死亡率(人口10万対)	41.2 (H25 0歳) 3.2 (H25 1~4歳)	減少	減少

④ 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

目 標 項 目	現状値	中間評価 (5年後) 目標	最終評価 (10年後) 目標
日常の育児について相談相手のいる親の割合	99.4% (H26年度)	100%	100%

⑤ 妊娠期からの児童虐待防止対策

目 標 項 目	現状値	中間評価 (5年後) 目標	最終評価 (10年後) 目標
虐待による死亡件数(児童相談所関与)	0件 (H25.12)	0件	0件

## 11 三重県青少年健全育成条例の一部改正について

携帯電話、PHS端末、スマートフォン（以下「携帯電話等」といいます。）は、今では青少年の多くが所有しており、高校生のインターネット上のトラブルや、有害情報（※1）にアクセスするなどの不適切な利用から、犯罪の被害に遭う事件も確認されています。

特にスマートフォンについては、その所有率は年々増加しており、有害情報の閲覧防止に向けた条例改正を行う県などが増えてきています。

こうした状況から、三重県では、青少年が携帯電話等からインターネット上の有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくすることで、安全に安心してインターネットを利用できるよう、三重県青少年健全育成条例を改正したいと考えています。また、保護・健全育成を図る対象に乳幼児を追加する改正も併せて行います。

※1 有害情報：インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報であって青少年の健全な成長を著しく阻害するものをいいます。（「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」より）

### 1 現状の青少年のインターネット利用に関する規制

#### （1）県「三重県青少年健全育成条例」による規制

- ・保護者・学校等による青少年への有害情報の閲覧防止等への努力  
（第18条の6①）
- ・事業者等によるフィルタリング（※2）等にかかる情報提供努力  
（第18条の6③）等

※2 フィルタリング：有害情報等の閲覧を自動的に遮断する技術的手段

#### （2）国「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成21年4月施行）による規制

- ・携帯電話インターネット接続役務提供事業者（以下「携帯電話事業者」といいます。）による青少年が使用する携帯電話等に対するフィルタリングサービス提供の原則義務付け[例外：保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合]（第17条①等）

※なお、スマートフォンによる無線LAN回線（Wi-Fi回線）等を利用したインターネットの接続におけるフィルタリングソフトウェア設定の義務づけはない。

## 2 条例改正案の内容

### (1) 青少年のインターネット利用に関するもの

#### ①保護者への義務づけ

- ・ 青少年（18歳未満）が使用する携帯電話等について、保護者が法に基づくフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をする場合、携帯電話事業者への正当な理由を記載した書面の提出を義務化

#### ②携帯電話事業者への義務づけ

- ・ 携帯電話インターネット接続の契約をする際、携帯電話等の使用者が青少年（18歳未満）でないかどうかの確認を行うことを義務化
- ・ 使用者が青少年の場合、保護者に対し、携帯電話等からのインターネット接続にかかる危険性や、スマートフォンによる無線LAN回線等を利用したインターネット接続を制限するフィルタリングソフトウェアの設定について説明するとともに、これらを記載した説明書の交付を義務化（参考1 イメージ図参照）
- ・ 保護者から提出されたフィルタリングサービスを利用しない理由が記載された書面の一定期間の保存を義務化

### (2) その他

#### ①条例による保護・健全育成を図る対象に乳幼児を追加

- ・ ライフスタイルの変化や携帯電話等の低年齢層への普及などに対応するため、青少年の定義を「6歳以上18歳未満（既婚者除く）」から「18歳未満（既婚者除く）」に拡大

## 3 他県の状況

- ・ 27都道府県で事業者等に対するフィルタリング内容等の説明義務や保護者に対するフィルタリングサービスを使用しない場合の書面（理由記載）提出義務などを条例化
- ・ 上記のうち、北海道、埼玉県、千葉県、岐阜県、愛知県、和歌山県、鳥取県、沖縄県の8道県で、携帯電話事業者に対し、スマートフォンによる無線LAN回線等を利用したインターネット接続を制限するフィルタリングソフトウェアの設定についての保護者への説明を義務付け

## 4 今後の予定

平成26年12月 パブリックコメントの実施（12月中旬～1月中旬）

電気通信事業者協会への説明

平成27年2月 議案提案

4月～ 事業者・学校等への周知

7月 条例施行

## 5 条例改正後の県の取組

### (1) 条例改正の内容の周知

- ・携帯電話事業者への説明・啓発
- ・県内小中学校、高校等の生徒や保護者へのリーフレット配付

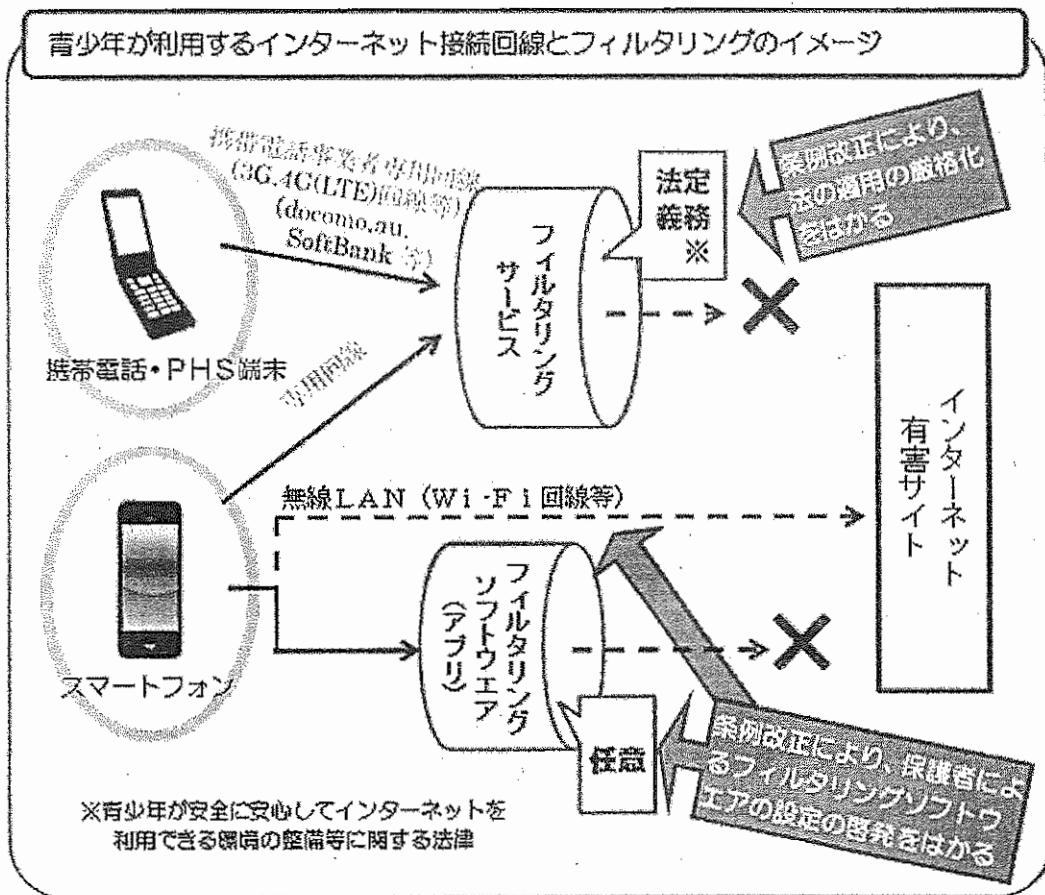
### (2) 条例による規制の徹底

- ・携帯電話事業者への指導、立入調査の実施（県内約 200 か所）

### (3) 地域の子育てサークル、保育所、幼稚園、小中学校PTA等への啓発

- ・みえの子育てサポート出前講座を活用した、子どものネット被害の防止に関する啓発等

## 参考1 イメージ図



## 参考2 条例、関係法律の概要

### 1 「三重県青少年健全育成条例」について

三重県青少年健全育成条例は、「何人も、青少年が社会の成員としての使命と役割を自覚し、現在及び将来の社会及び文化を担うにふさわしい心身ともに健康な社会人として成長するようあらゆる生活の場において配慮しなければならない。」ことを理念として制定。

この条例は、青少年自身の行為を直接制限する形式ではなく、青少年を取り巻く大人たちが「青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為」を防止することで、青少年の健全な成長を達成しようとするものとなっている。

#### ※主な規定内容

- 有害図書等（書籍・雑誌・ビデオ・DVD・ゲームソフト等）の販売制限等（第12条・第13条）
- 有害がん具類等（刃物・エアガンなど）の販売制限等（第14条）
- インターネット利用環境の整備（第18条の6）
- 深夜外出等の制限（第19条）
- 猥せつ行為等の禁止（第23条）

### 2 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」について

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにすることを目的として、平成21年4月に施行。

この中で、フィルタリングの普及促進などにより青少年の有害情報の閲覧機会を最少化することが規定されている。

#### ※関係条項抜粋

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務）

第十七条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2 携帯電話端末又はPHS端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。

【所管事項説明】

## 12 三重県こども心身発達医療センター（仮称）および併設する特別支援学校の整備について

県では、子どもの発達支援体制の強化を図るため、草の实りハビリテーションセンター、小児心療センターあすなろ学園及び児童相談センターの言語聴覚機能を統合した、三重県こども心身発達医療センター（仮称）（以下「新センター」といいます。）および併設する特別支援学校の整備に取り組んでいます。

### 1 新センター等の整備方針

(1) 専門人材を集積し、専門性を高め、子どもにとって安全、安心な環境の中で、良質で高度な医療・福祉サービスを提供します。

(取組内容)

- ・専門人材の集積、多職種が有効に協働
- ・居室環境の改善、病院機能の向上
- ・遊びと見守りの空間確保

(2) 小児医療との連携強化・機能補完により、利用者の利便性を向上させるとともに、小児分野の臨床経験の場や機会を創造します。

(取組内容)

- ・小児医療（三重病院）との連携強化、機能補完
- ・専門医療が日常的に受けやすい環境、利便性の向上
- ・臨床の場の創設、医師確保、専門医育成

(3) 専門医療をベースに地域の支援機能を高め、併設する特別支援学校とともに、発達支援の中核として、三重県全体の総合力の向上をめざします。

(取組内容)

- ・スキルやノウハウを地域に還元
- ・重層的な支援機能、総合力の向上
- ・教育のセンター的機能の充実
- ・新たな機能効果の創出

※具体的な内容や施設運営等について、テーマ別のワーキンググループを設置し検討を行っています。その中で、併設する特別支援学校との連携による地域支援等に関する検討を県教育委員会とともに行っています。

### 2 現在までの取組状況

新センターの整備については、平成23年度に三重県地域医療再生計画に位置付け、基本計画を取りまとめた上で、平成24年度は地権者との協議や用地測量、地形測量、環境調査等を進めました。平成25年度は都市計画法上の建築許可を受けて、土地の所有者である独立行政法人国立病院機構から土地の買収を行い、平成26年2月から建築関連（敷地）工事を実施しています。

建築設計業務については、平成25年3月から10月に基本設計を実施し、平成



26年度末に実施設計を完成させ、平成27年度は建築工事に着手する予定です。

### 3 実施設計の概要

#### (1) 新センター等の整備概要

- ① 敷地面積：約 16,600 m<sup>2</sup>
- ② 建築規模：延べ面積 17,200.62 m<sup>2</sup>  
(新センター：13,013.52 m<sup>2</sup> 特別支援学校：4,187.10 m<sup>2</sup>)
- ③ 建築構造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）4階建て
- ④ 建設費：約 90 億円（平成 27～28 年度）  
(内訳 新センター：約 71 億円 特別支援学校：約 19 億円)
- ⑤ 標準工期：21 か月間（予定）

#### (2) 実施設計におけるポイント

平成 25 年度に建築物の基本的なデザイン、配置計画、基本構造を検討した「基本設計」に基づき、平成 26 年度は「実施設計」において、さらに詳細に、構造、工法、設備の検討や使用材料、品質、規格の検討を行い、詳細な図面を作成した上で設計の精緻化を進めるとともに、昨今の建設市場の動向をふまえ、適切な価格の算出に努めています。

- ① 現場条件（地質、敷地、隣接する三重病院への影響等）の適切な反映
- ② 対象児（肢体不自由児や発達障がい児、聴覚障がい児等）に配慮した内外装、設備類の特性を具体的に反映
- ③ 建築資材や労務費の高騰に伴う実勢価格の適切な反映
- ④ 経費削減の検討（汎用品の採用、グレードの見直しなど製品や工法の検討）

#### (参考) 建築物に係る施設管理費の見込み

新センター等における年間の施設管理費（光熱水費及び設備保守点検費等）は、現在の運営を基に想定し試算すると、施設規模は拡大するものの、削減できる見込みです。

### 4 今後の整備スケジュール

新センターについては、平成 29 年 3 月末の施設完成後、2 か月の準備期間を経て、平成 29 年 6 月に開院する予定です。

- |             |                               |
|-------------|-------------------------------|
| 平成 27 年 3 月 | 実施設計完成                        |
| 平成 27 年度    | 建築工事着手（平成 27 年 6 月定例会に議案提案予定） |
| 平成 28 年度    | 建築工事完成（平成 29 年 3 月予定）         |
| 平成 29 年 6 月 | 新センターの開院及び新校舎への移転（予定）         |

1. 現施設の課題等

草の実	入院	小児整形外科60床（一般病床）、退院に向けた自立訓練スペースの不足
	外来	待合室での義肢装具の調整 利用者の院内アメニティの不足（授乳室や相談室） 廊下等も利用した狭い訓練空間、効果的な訓練室の不足、訓練設備の陳腐化、発達障がい児への対応
	リハビリ	放射線システムの新デジタル化 心理療法室の未整備
あすなる	心理・検査・薬剤栄養・放射線	
	通園	重症心身障害児（者）通園事業における急変時の対応
	指導課 地域療育支援 管理 教育	指導課・地域療育支援課など関係窓口の分散化 会議室・カンファレンスルームの不足 非効率な空調管理、十分な駐車スペースの不足 オーダリング等医療情報システムの未整備 県立城山特別支援学校草の実分校との連携
まこえ	入院	児童精神科80床（精神病床）、個室の不足やバリアフリーの未整備、非効率な職員動線 予約待ちに影響する診察室の不足、狭い待合スペース、利用者の院内アメニティの不足（授乳室、相談室）
	外来	保護者支援のための諸室の未整備 療育活動に必要な諸室の不足
	デイケア 発達療育	心理検査室や心理療法室の陳腐化、静寂性の不足 薬剤・栄養管理室の未整備
心理・検査・薬剤栄養・放射線		
医療連携 地域支援	医療連携窓口と市町支援窓口の分散化 会議室・カンファレンスルームの不足	
管理 教育	医事オーダリングシステムの一部運用 市立小中学校あすなる分校との連携	
相談・療育 地域支援	重複障がい児等への対応や支援体制の不足 療育スペースの不足、諸室の静寂性の不足	

2. こども心身発達医療センター（仮称）の整備方針

- I 専門人材を集積し、専門性を高め、子どもにとって安全、安心な環境の中で、良質で高度な医療・福祉サービスを提供します。
  - ・専門人材の集積、多職種が有効に協働
  - ・居室環境の改善、病院機能の向上
  - ・遊びと見守りの空間確保
- II 小児医療との連携強化・機能補完により、利用者の利便性を向上させるとともに、小児分野の臨床経験の場や機会を創造します。
  - ・小児医療（三重病院）との連携強化、機能補完
  - ・専門医療が日常的に受けやすい環境、利便性の向上
  - ・臨床の場の創設、医師確保、専門医育成
- III 専門医療をベースに地域の支援機能を高め、併設する特別支援学校とともに、発達支援の中核として、三重県全体の総合力の向上をめざします。
  - ・スキルやノウハウを地域に還元
  - ・重層的な支援機能、総合力の向上
  - ・教育のセンター的機能の充実
  - ・新たな機能効果を創出

3. こども心身発達医療センター（仮称）の機能

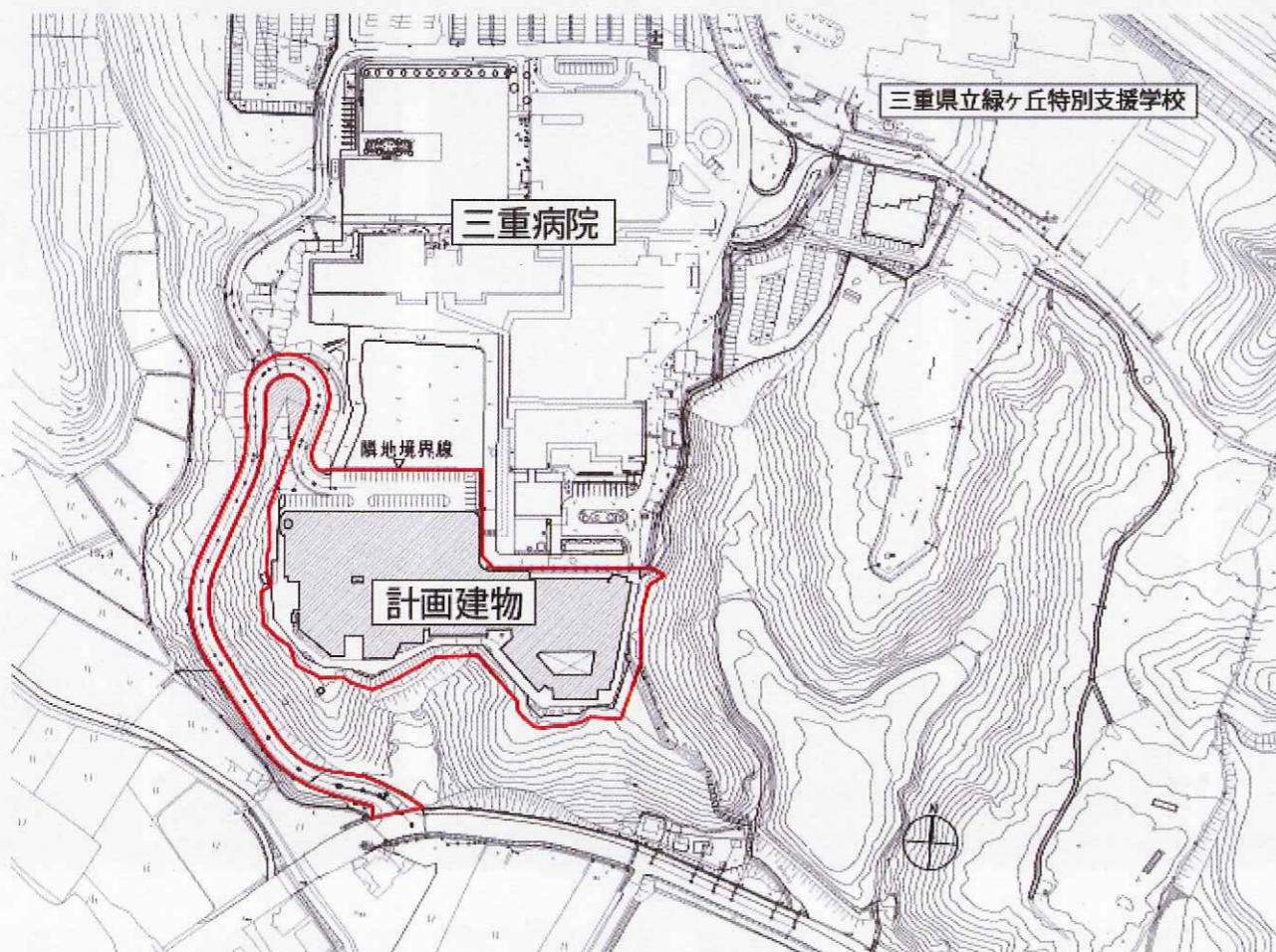
整備の目的	施設整備概要
<b>入院</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢や性別等に応じた入院環境の改善</li> <li>・機能的な動線、設備の整備による医療・ケア体制の充実</li> <li>・退院や自立に向けた訓練機能の充実、親子入院の拡充</li> <li>・年齢や症状等に応じたケアの充実、静的・動的スペースの分離</li> <li>・短期の緊急一時入院、レスパイト入院、訓練目的入院の拡充</li> <li>・急性期患者対応の迅速化、パニック、他害行動等対応の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【改善】プライバシー確保、見守りの効率化等に向けた個室の充実</li> <li>【改善】職員動線の短縮・効率化に向けた1病棟1フロア化</li> <li>【改善】業務の効率化に向けた入所児と職員動線の分離</li> <li>【新設】自立訓練室、親子入院居室の設置</li> <li>【充実】グループ活動室や多目的室の設置（子どもの育ちに即した活動）</li> <li>【改善】受入ニーズ、病床稼働率の向上に向けた空床の活用</li> <li>【充実】急性期患者対応の迅速化等に向けた保護室の増設</li> </ul>
<b>外来</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・診察室増による予約待ちの縮減</li> <li>・利用者の院内アメニティの充実</li> <li>・外来機能の一元化による一体的なサービスの提供</li> <li>・待合スペースでの義肢装具調整の解消</li> <li>・待合での観察スペースの確保</li> <li>・他科受診、三重病院との連携強化による利用者サービスの向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【充実】診察待ちの短縮に向けた診察室の増設</li> <li>【新設・充実】親子で入れるトイレ、授乳コーナー、相談室の設置</li> <li>【改善】利用者が快適に過ごせる「明るく・楽しい」空間設計</li> <li>【統合】受付、外来看護、検査、放射線、薬局機能の一元化</li> <li>【充実】義肢装具室の面積の拡充</li> <li>【新設】キッズルーム（観察機能）、図書スペース、クールダウン室の設置</li> <li>【充実】効果的な併診対応（整形外科・児童精神・三重病院）の整備</li> </ul>
<b>リハビリ・デイケア・発達療育</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合リハビリテーション部門の設置（子どもの障がい即した治療）</li> <li>・多職種による多角的な見立て・訓練、多様な評価測定の実施</li> <li>・諸室、設備の充実によるリハビリ療法の質の向上</li> <li>・車椅子等の有効活用に向けた環境の整備</li> <li>・就学前児童から高校生年齢まで対応したデイケア・発達療育などの集団療法による社会生活スキルの向上</li> <li>・保護者支援の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【充実】理学療法室、作業療法室、言語療法室などのリハビリテーション機能の集約、適切・効果的な評価・訓練が実施できる諸室・機器の整備</li> <li>【充実】リハビリ室の増設、各室の面積の拡充</li> <li>【新設】感覚統合室、スヌーズレン室、摂食機能訓練室の設置</li> <li>【新設】日常生活動作訓練室の設置（自立支援）</li> <li>【新設】車椅子・歩行器のリサイクルを行う収納室の整備</li> <li>【充実】効果的・効率的治療の実現に向けたデイケア・発達療育専用ゾーンの整備</li> <li>【充実】機能的な観察室、ミーティングルームの設置</li> </ul>
<b>心理・検査・薬剤・栄養・放射線</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サポート機能の充実、機能の一元化、業務の効率化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【充実】静寂性の確保、心理検査室、心理療法室、面接室の機能の充実</li> <li>業務の効率化に向けた利用者職員動線の分離</li> <li>【新設】薬剤・栄養管理室の設置、服薬指導室の設置</li> </ul>
<b>通園</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重複障がい等への多職種による支援、急変時の対応の充実</li> <li>・在宅の重症心身障がい児（者）への対応の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【充実】利用者動線や急変時に配慮した諸室の配置（病棟近接）</li> <li>【新設】静養室・多機能トイレの設置</li> </ul>
<b>聴覚</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障がい児及び重複障がい児等への支援体制の充実</li> <li>・聴覚障がい児に配慮した相談室や療育スペース等の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【統合】コメディカル職種のスタッフルームの一元化</li> <li>【充実】静寂性の確保、集団療法室の面積の拡充</li> <li>【新設】補聴器調整室、検査控え室の設置</li> </ul>
<b>地域連携</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携、支援体制の充実、効率化、情報共有の迅速化</li> <li>・多職種が交流しやすい環境の整備（チーム医療の充実）</li> <li>・分かりやすく、相談しやすい環境の整備</li> <li>・地域の人材育成機能の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【統合】コメディカル職種のスタッフルームの一元化</li> <li>【充実】会議室、カンファレンスルームの増設</li> <li>【充実】医療相談室、面談室・面会室の増設</li> <li>【新設】電話相談室の設置</li> <li>【新設】地域支援研修室の設置</li> </ul>
<b>管理</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の合理化・効率化・高度化、施設、設備の陳腐化の改善</li> <li>・職員が働きやすい環境の整備</li> <li>・医師等の人材確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【新設】オーダリング及び予約管理システム、電子カルテの導入</li> <li>【充実】休憩室・更衣室の設置、職員導線に配慮した諸室の配置</li> <li>【新設】院内保育所の設置</li> <li>【充実】講堂スペースの拡充、三重病院との動線整備</li> </ul>
<b>教育</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育施設の一体化により、こころとからだの育ちに総合的に対応</li> <li>・県内の肢体不自由児、発達障がい児等の教育支援の拠点化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【新設】県立特別支援学校の併設（肢体不自由部門・病弱部門）</li> </ul>

# 三重県こども心身発達医療センター（仮称）及び併設特別支援学校 実施設計の概要



## 1. 附近見取り図

周囲の自然や地形に溶け込む形状とし、三重病院・緑ヶ丘特別支援学校と連携しやすい建物配置とします



## 2. 実施設計の概要

- (1) 建築場所 津市大里窪田字西穴川 340-1 外1筆 地内
- (2) 敷地面積 約 16,600 m<sup>2</sup> (平場面積約 10,000 m<sup>2</sup>)
- (3) 建築規模 延べ面積 17,200.62 m<sup>2</sup> (新センター：13,013.52 m<sup>2</sup> 特別支援学校：4,187.10 m<sup>2</sup>)  
建築面積 7,677.20 m<sup>2</sup>
- (4) 建築構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）4階建て
- (5) 概算建築工事費 約 90 億円 (新センター：約 71 億円 特別支援学校：約 19 億円)
- (6) 標準工期 21 ヶ月間

### 【参考】既存建物概要

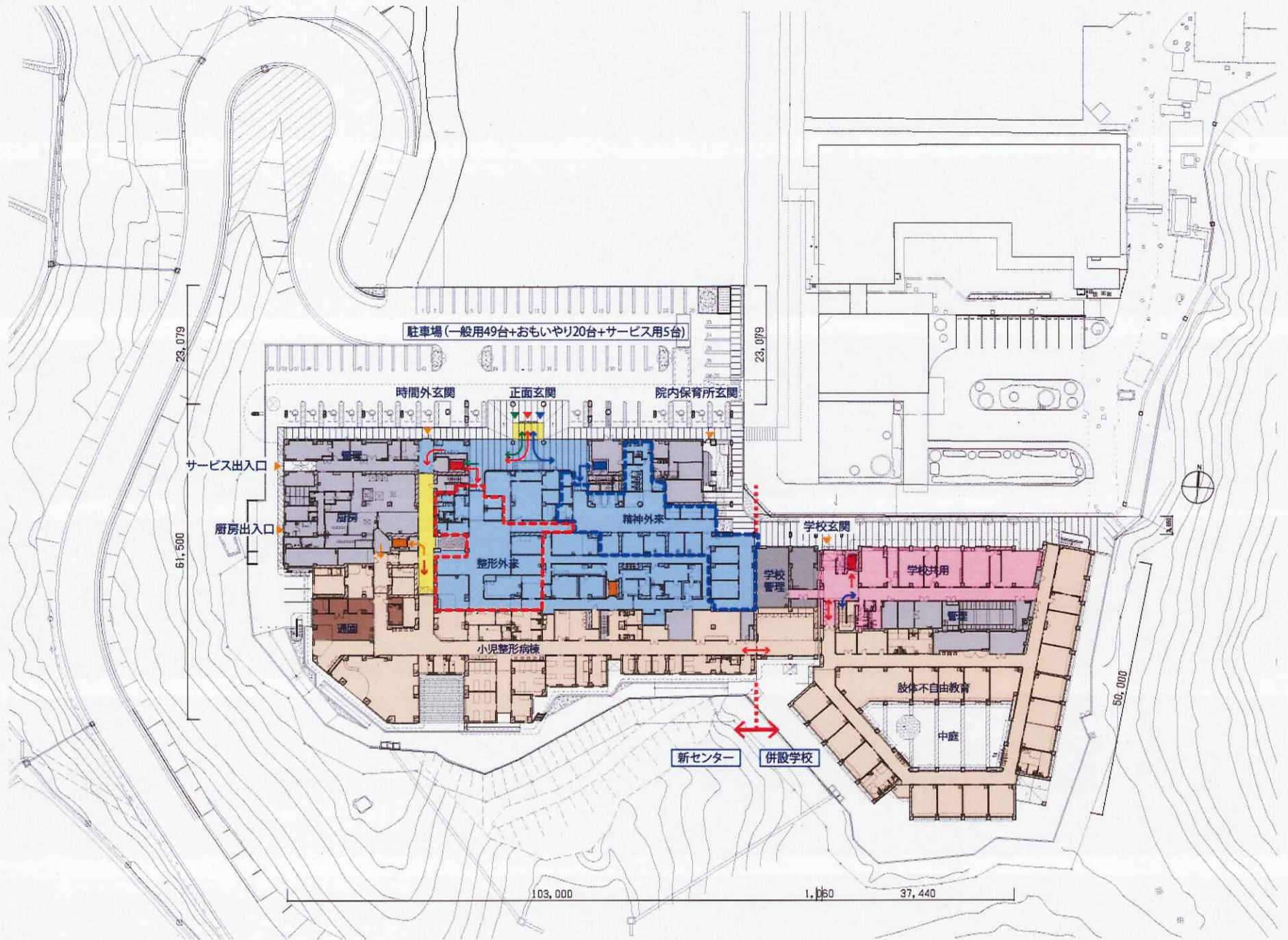
- 県立草の实リハビリテーションセンター：60床  
(鉄筋コンクリート造2階建て 延べ面積 5,958.45 m<sup>2</sup>)
- 県立城山特別支援学校草の实分校：60人  
(鉄筋コンクリート造2階建て 延べ面積 2,123.00 m<sup>2</sup>)
- 県立小児心療センターあすなろ学園：80床  
(鉄筋コンクリート造2階建て 延べ面積 5,810.00 m<sup>2</sup>)
- 津市立高茶屋小学校・津市立南郊中学校あすなろ分校：80人  
(鉄筋コンクリート造2階建て 延べ面積 1,456.00 m<sup>2</sup>)
- 県児童相談センター 言語聴覚部門  
(鉄筋コンクリート造2階部分 延べ面積 428.24 m<sup>2</sup>)

3. 平面計画

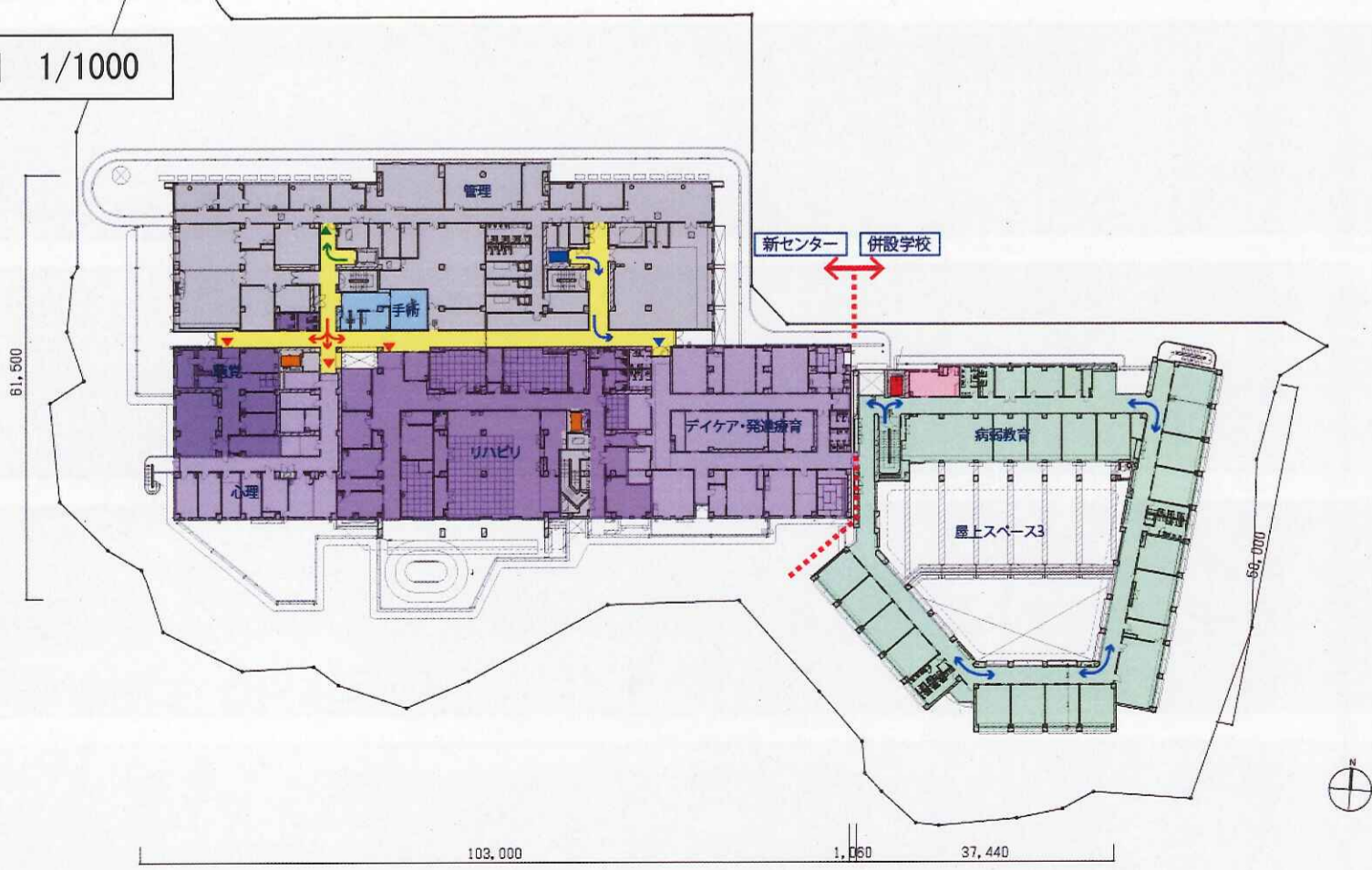
1階平面図 1/1000

- 一般来院者
- 肢体不自由児及びその家族
- 精神疾患児及びその家族
- スタッフ及びサービス

- |   |        |   |           |   |         |
|---|--------|---|-----------|---|---------|
| ■ | 外来     | ■ | 聴覚        | ■ | 管理・学校管理 |
| ■ | 小児整形病棟 | ■ | 心理        | ■ | 肢体不自由教育 |
| ■ | 児童精神病棟 | ■ | リハビリ      | ■ | 病弱教育    |
| ■ | 通園     | ■ | デイケア・発達教育 | ■ | 学校共用    |



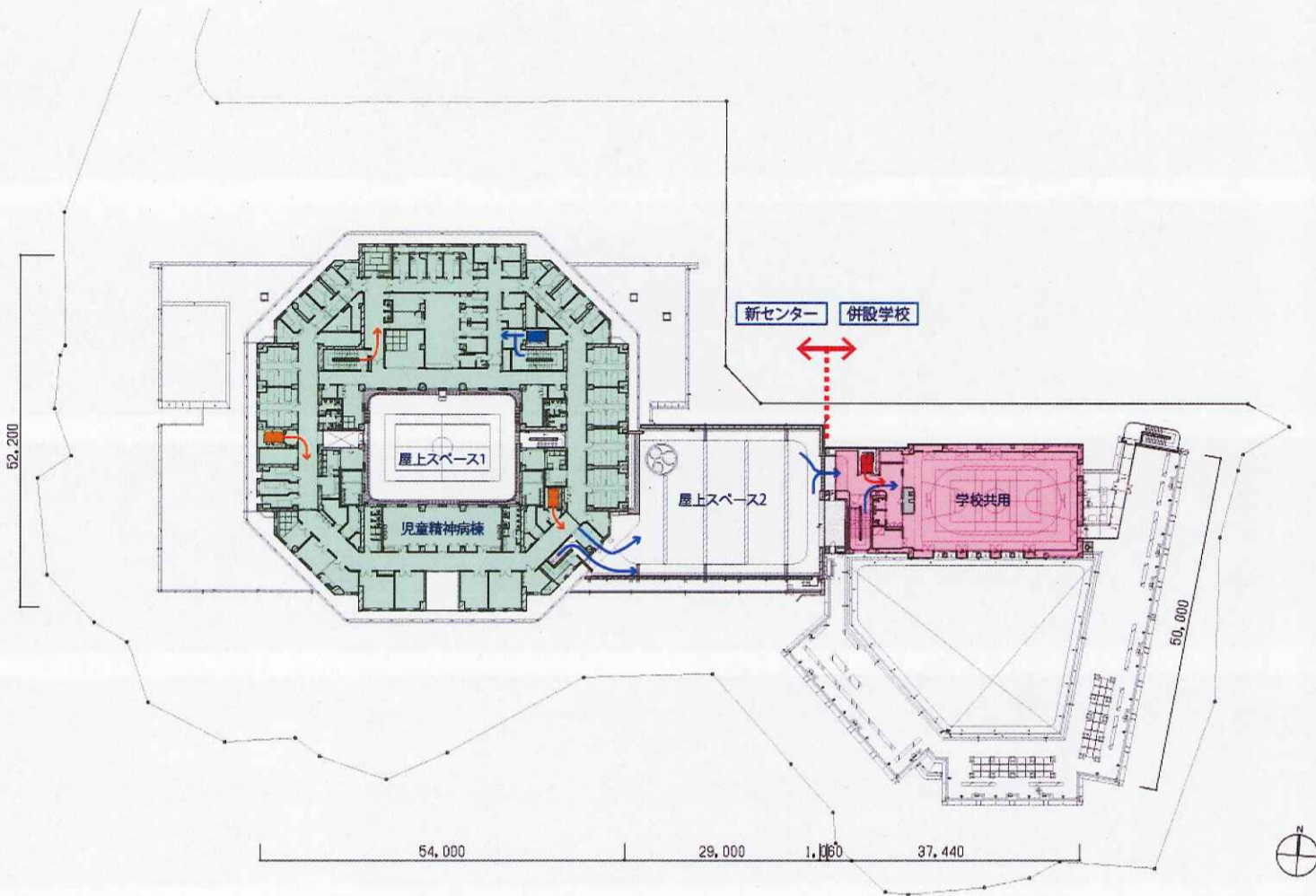
2階平面図 1/1000



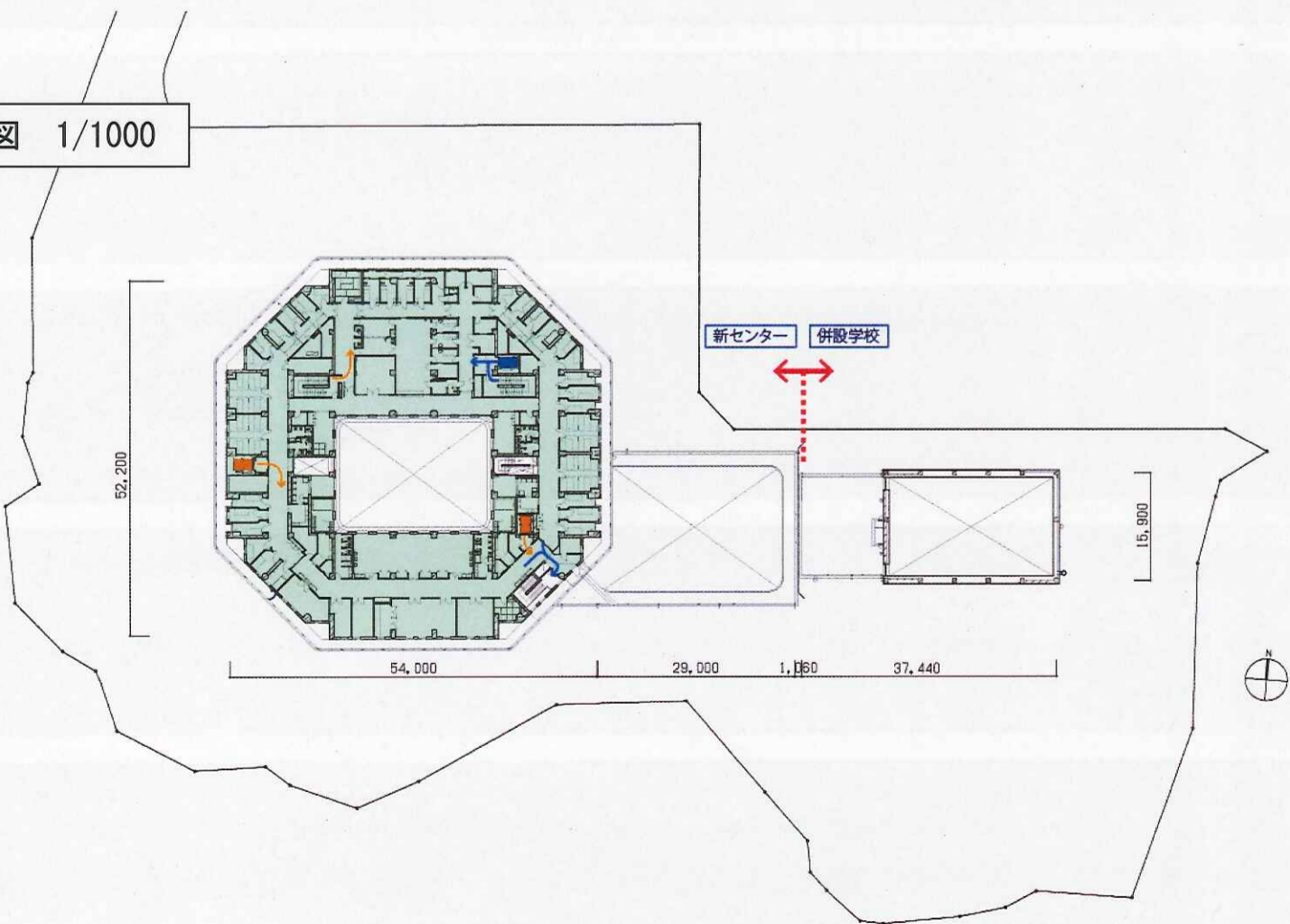
3階平面図 1/1000

- 一般来院者
- 肢体不自由児及びその家族
- 精神疾患児及びその家族
- スタッフ及びサービス

- |                                              |                                                 |                                               |
|----------------------------------------------|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| <span style="color: blue;">■</span> 外来       | <span style="color: purple;">■</span> 聴覚        | <span style="color: grey;">■</span> 管理・学校管理   |
| <span style="color: orange;">■</span> 小児整形病棟 | <span style="color: purple;">■</span> 心理        | <span style="color: orange;">■</span> 肢体不自由教育 |
| <span style="color: green;">■</span> 児童精神病棟  | <span style="color: purple;">■</span> リハビリ      | <span style="color: green;">■</span> 病弱教育     |
| <span style="color: brown;">■</span> 通園      | <span style="color: purple;">■</span> デイケア・発達療育 | <span style="color: pink;">■</span> 学校共用      |



4階平面図 1/1000



### 13 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成26年9月16日～平成26年11月20日)

(健康福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	平成26年9月18日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 清水 将之 他4名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。(2件)
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会健やか親子推進部会
2 開催年月日	平成26年9月18日
3 委員	部会長 庵原 俊昭 委員 二井 栄 他12名
4 諮問事項	「健やか親子いきいきプランみえ」次期計画の骨子案について
5 調査審議結果	上記について説明を行い、各章の記載項目について、了承された。 基本理念は、「子どもを産み、育てる人にいつも寄り添い、すべての子どもが健やかに育つ三重」と定めた。
6 備考	

1 審議会等の名称	平成26年度第2回三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	平成26年9月19日
3 委員	会長 宮崎 つた子 副会長 松田 靖利 委員 安部 悦子 他12名
4 諮問事項	第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画(中間案)について
5 調査審議結果	第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画(中間案)について審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	「新たな財政支援制度」懇話会
2 開催年月日	平成26年9月22日
3 委員	座長 内田 淳正 委員 青木 重孝 他13名
4 諮問事項	医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度に係る県計画について
5 調査審議結果	新たな財政支援制度に係る県計画（案）の概要について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県看護職員確保対策検討会
2 開催年月日	平成26年9月29日
3 委員	会長 堀 浩樹 委員 馬岡 晋 他14名
4 諮問事項	1 国における看護職員確保対策の取組について（厚生労働省担当官招聘） 2 三重県における看護職員確保対策の現状及び取組について
5 調査審議結果	国および本県における看護職員確保対策についての報告を行い、今後の取組内容等についての意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	平成26年10月16日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 清水 将之 他4名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。（2件）
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	平成26年10月21日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他7名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	8名の医師の指定について審議し、7名の指定について同意、1名については継続審議となった。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	平成26年10月27日
3 委員	委員長 森 正夫 委員 前原 澄子 他2名
4 諮問事項	1 公立大学法人三重県立看護大学第二期中期目標(案)について 2 公立大学法人三重県立看護大学第二期中期計画(案)について
5 調査審議結果	第二期中期目標(案)についての委員会意見を決定した。また、第二期中期計画(案)について審議した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会 医療法人部会
2 開催年月日	平成26年10月28日
3 委員	部会長 青木 重孝 委員 濱田 正行 他3名
4 諮問事項	医療法人の設立及び解散について
5 調査審議結果	医療法人の設立及び解散について審議を行い、承認された。
6 備考	



1 審議会等の名称	三重県在宅医療推進懇話会
2 開催年月日	平成26年10月28日
3 委員	座長 志田 幸雄 委員 伊藤 卓也 他12名
4 諮問事項	1 医療介護総合確保推進法について 2 在宅医療対策の進捗について
5 調査審議結果	医療介護総合確保推進法および県の在宅医療対策について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県准看護師試験委員会
2 開催年月日	平成26年10月30日
3 委員	委員長 他10名（試験問題の作成に関わるため、委員氏名は非公開）
4 諮問事項	1 准看護師行政処分について 2 平成26年度准看護師試験三重県作成問題について 3 平成26年度准看護師試験他県作成問題について
5 調査審議結果	准看護師行政処分に係る処分内容について審議した。また、准看護師試験問題（案）の内容確認を行い、委員の意見をまとめ、承認を得た。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者自立支援協議会
2 開催年月日	平成26年10月31日
3 委員	会長 長友 薫輝 委員 下方 宏明 他16名
4 諮問事項	1 みえ障がい者共生社会づくりプランの改訂について 2 各専門部会及び人材育成に関する検討委員会の進捗状況について 3 相談支援体制の構築と計画相談の推進について 4 障害者支援施設入所者・入所待機者・精神科病院入院者への意向調査について
5 調査審議結果	みえ障がい者共生社会づくりプランの改訂等について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者施策推進協議会
2 開催年月日	平成26年11月13日
3 委員	会長 貴島 日出見 委員 伊藤 順子 他11名
4 諮問事項	1 三重県障がい者施策年次報告について 2 みえ障がい者共生社会づくりプランの改訂について 3 三重県障害者自立支援協議会開催報告について
5 調査審議結果	みえ障がい者共生社会づくりプランの改訂等について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会健やか親子推進部会
2 開催年月日	平成26年11月17日
3 委員	部会長 庵原 俊昭 委員 二井 栄 他12名
4 諮問事項	「健やか親子いきいきプランみえ」次期計画の中間案について
5 調査審議結果	上記について説明を行い、概ね了承された。 重点課題ごとの指標について、引き続き、項目や目標値の検討をすすめることとなった。
6 備考	次回開催日：平成27年1月下旬（予定）

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童専門分科会
2 開催年月日	平成26年11月17日
3 委員	会長 藤原 正範 会長代理 西口 裕 委員 岡崎 みどり 他12名
4 諮問事項	1 三重県第三期ひとり親家庭等自立促進計画の中間案について 2 三重県子ども・少子化対策計画（仮称）の中間案について
5 調査審議結果	1 三重県第三期ひとり親家庭等自立促進計画の中間案について審議し、その方向性について了承を得るとともに、メリハリのある内容や成果の見えやすい数値目標のあり方等について今後検討を進めることとなった。 2 三重県子ども・少子化対策計画（仮称）の中間案について、その策定状況を報告し、ご意見をいただいた。
6 備考	次回開催日：平成27年1月中下旬頃 今後の予定：三重県第三期ひとり親家庭等自立促進計画の最終案の取りまとめに向けて審議する。

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議
2 開催年月日	平成26年11月18日
3 委員	会長 岡本 陽子 委員 駒田 幹彦 他16名
4 諮問事項	子ども・子育て支援事業支援計画について
5 調査審議結果	1 確保方策、地域子ども・子育て支援事業、広域調整、放課後子ども総合プランについて説明し、意見交換を行った。 2 子ども・子育て支援事業支援計画の中間案(案)について、その策定状況を報告し、意見交換を行った。
6 備考	次回開催日：平成27年1月下旬(予定)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会
2 開催年月日	平成26年11月19日
3 委員	会長 馬岡 晋 会長代理 羽根 司人 委員 久留原 進 他9名
4 諮問事項	第6期三重県介護保険事業支援計画・第7次三重県高齢者福祉計画について
5 調査審議結果	上記計画案を説明し、意見交換を行った。
6 備考	次回開催日：平成27年2月13日

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	平成26年11月20日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 清水 将之 他4名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。(3件) 2 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。(1件)
6 備考	

1 審議会等の名称	平成26年度第3回三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	平成26年11月20日
3 委員	会長 宮崎 つた子 副会長 松田 靖利 委員 安部 悦子 他12名
4 諮問事項	1 三重県ユニバーサルデザインのまちづくりポスターコンクールについて 2 第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（最終案）について
5 調査審議結果	1 三重県ユニバーサルデザインのまちづくりポスターコンクールについて報告を行った。 2 第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（最終案）について審議を行った。
6 備考	